

官報

号外 昭和三十六年十月二十五日

第三十九回国衆議院會議録 第十四号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十六年十月二十五日
午後二時開議

第一 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出)

第三 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号

第九 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

核実験禁止に関する決議案(前尾繁三郎君外二十三名提出)

雪害対策に関する決議案(寺島隆太郎君外百十四名提出)

日程第一 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業

業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米震地帯による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第六 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

一般職の職員の手給手に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の手給手に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第九 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中野四郎君外十名提出)

医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案(中野四郎君外十名提出)

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格

の特例に関する法律案(中野四郎君外十名提出)
踏切道改良促進法案(内閣提出)

午後二時十一分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

核実験禁止に関する決議案(前尾繁三郎君外二十三名提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、前尾繁三郎君外二十三名提出、核実験禁止に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

核実験禁止に関する決議案を議題といたします。

核実験禁止に関する決議案

右の議案を提出する。
昭和三十六年十月二十五日

- 提出者
- | | |
|-------|-------|
| 前尾繁三郎 | 江崎 真澄 |
| 鈴木 善幸 | 赤澤 正道 |
| 瀬戸山三男 | 田中 龍夫 |
| 高橋 等 | 久野 忠治 |
| 木村 公平 | 池田 清志 |
| 永田 亮一 | 山本 幸一 |
| 多賀谷真澄 | 堂森 芳夫 |
| 成田 知巳 | 北山 愛郎 |
| 柳田 秀一 | 下平 正一 |
| 西村 閑一 | 鈴木 義男 |
| 門司 亮 | 佐々木良作 |
| 田中幾三郎 | 井堀 繁雄 |

賛成者

安倍晋太郎外三百八十名

核実験禁止に関する決議

本院は、最近ソ連が、核実験停止に関するジュネーブ交渉の継続中にもかかわらず、突如として一方的に核実験の再開を決定し、かつ、すでに大気中における二十数回の実験を行ない、これに対応して米國もまた地下における核実験を再開したこと、それがいかなる理由目的によるものであるにせよ、国際関係を激化し、究極には人類破滅の危険をもたらすものであつて、われわれの深く遺憾とするところである。しかるにソ連が今回超大型の核爆発実験を強行したことは、核実験反対のわれわれの悲願を裏切るものであり、われわれは人類の平和と幸福の名において強くソ連に抗議するものである。

本院は、核実験禁止が、史上唯一の核爆発被災國であり世界の恒久平和を願うわが国民の強い要望であることにかんがみ、すべての國が核実験の実施を即時中止するよう要請するとともに、関係諸國がこの際有効な国際管理を伴う核実験の禁止に關しすみやかに合意に達し、あわせてこれを契機として核兵器の製造、貯蔵および使用禁止の協定を締結するよう要望する。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨を明を許します。永田亮一君。

○永田亮一君 たいだいま上程されました自由民主党、日本社会党及び民主社

会党共同提案の核実験禁止に関する決議案につき、提案者を代表してその趣旨を説明し、全員の御賛同を仰ぎたいと存じます。

初めに、案文を朗読いたします。本院は、最近ソ連が、核実験停止に関するジュネーブ交渉の継続中にもかかわらず、突如として一方的に核実験の再開を決定し、かつ、すでに大気中における二十数回の実験を行ない、これに対応して米國もまた地下における核実験を再開したこと、それがいかなる理由目的によるものであるにせよ、国際関係を激化し、究極には人類破滅の危険をもたらすものであつて、われわれの深く遺憾とするところである。しかるにソ連が今回超大型の核爆発実験を強行したことは、核実験反対のわれわれの悲願を裏切るものであり、われわれは人類の平和と幸福の名において強くソ連に抗議するものである。

本院は、核実験禁止が、史上唯一の核爆発被災國であり世界の恒久平和を願うわが国民の強い要望であることにかんがみ、すべての國が核実験の実施を即時中止するよう要請するとともに、関係諸國がこの際有効な国際管理を伴う核実験の禁止に關しすみやかに合意に達し、あわせてこれを契機として核兵器の製造、貯蔵および使用禁止の協定を締結するよう要望する。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨を明を許します。永田亮一君。

○永田亮一君 たいだいま上程されました自由民主党、日本社会党及び民主社

去る昭和三十三年十月以来、ジュネーブにおいて核実験停止協定締結のための交渉が開始され、その後、米、英、ソの三国は、自発的に核実験の実行を差し控えてきました。われわれは、関係諸國においてすみやかに有効な協定が成立することを強く期待していたのであります。

しかるに、ソ連は、去る八月三十日、突如として核実験の再開を声明するに至りました。これに対し、米英兩國は、九月三日、ソ連に対し、直ちに大気圏内の核実験の停止と地下実験停止に關しても三国が協定締結のための交渉を行なうよう呼びかけたのであります。ソ連はこれを無視し、大気中の実験を強行したのであります。

そこで、これに対応して、米國も、また九月五日に至り、地下における核実験の再開を声明し、すでに地下実験を行なうに至りました。その間、ソ連は、二十数回にわたる大気中の実験を行ない、ついに今回は、われわれ全日本国民と世界のすべての人々の切実なる要請を踏みにじり、また、因連において日本を含む八カ國の核実験停止決議案の表決が大詰めに近づいたとき、あたかもこれをあざ笑うがごとく、実に五十メガトンといわれる、広島原爆の二千五百倍に相当する有史以来未曾有最大の核爆発実験を強行したのであります。

ペルリン問題をめぐり世界の緊張が激化しつつある今日、このような核実験が行なわれたことは、国際関係を一そう緊張激化させ、究極においては、人類破滅の危険をもたらす、全く言語道断の暴挙であるといわなければなりません。(拍手)

わが國には、ソ連の核実験再開以來、きわめて強い放射性降下物が降つてきております。最近では、雨水の中に放射能が次第にふえ出し、三万八千カウントを検出された地域も出てきました。これが、さらに今回の大爆発によって、間もなく放射性降下物は激増することでありましょう。米國のノーベル賞受賞科学者ポリーング博士は、全世界に放射能が広がれば、やがては人体の骨を虫ばみ、遺伝細胞に影響し、千人に数十人の割合で奇形児や精神薄弱児が生まれるおそれがあると強調しています。日本は地理的位置から、ソ連の核実験による死の灰の吹きだまりといわれております。西南シベリアでの実験による降下物は、一、二週間で日本に達し、爆発が北極地域で行なわれた場合には、わずか数日にして日本に達します。今まで、核実験は再開しないと、繰り返して繰り返して言明していたソ連が、突如、一方的に実験を再開して以来、日本国民の不安と心配はいよいよ強くなりましたが、今回の大爆発を聞いて、今や、全日本国民は憤激の極に達しているのであります。(拍手)

ソ連は、直接に人類殺戮はせずとも、徐々に人類をかたわにし、気遣いなしに、これが破滅をはからんとするのでありましようが、これこそ、人道に對する挑戦でなくて何でありましよう。(拍手)ソ連は、自己の野望達成のために、人道も世論も無視したことを示したもので、口に平和を唱えても、その資格はゼロであり、うそつきであったことを暴露したものであります。(拍手)

ここに、われわれは、国民とともに世界全人類の名において、このソ連の

暴挙に強く抗議するものであります。
 (拍手)ソ連は、おそらく、計画された一連の核実験を終了したとき、また、一つ覚えの全面軍縮のお題目を唱えることでもありましょう。しかし、人殺しの大爆発をやったあとで、何の全面軍縮でありましょうか。冗談も休み休み言えと言いたくなるのであります。
 しかし、ここでわれわれが用心しなければならぬのは、アメリカが、自国防衛のために、ソ連がやったからおれもやるのだという悪循環の起こる可能性であります。こうなるとは、もはや人類の滅亡に直進して、取り返しがつかぬこととなります。今日、全世界には二十五億の人類が生存しており、地球の上空は、全人類共有のものであります。(拍手)この地球は決して大団のみの私有物ではありません。大団は、みずからの権力争いで全人類に巻き添えを食わす権利がどこにありましょうか。(拍手)われわれは、アメリカの良識を信じて、決して悪循環を起さぬよう、相手にはならぬよう切望するものであります。(拍手)

わが国は、有史以来唯一の核爆発被災国民であり、目をおおわしむる惨害を身をもって体験した国民として、核兵器の実験につき、世界各国に率先して強く反対するものであり、世界の大国が、世界の平和と人類の幸福のために、われわれの主張に耳を傾けることを切に希望するものであります。政府もまた、この要望に対し、積極的に善処せられんことを希望いたします。
 以上、本決議案の趣旨を説明いたしました。満場各位の熱誠ある御賛同を仰ぎたいと存じます。

これをもって私の説明を終わります。(拍手)
 「発言する者多し」
 ○議長(清瀬一郎君) 申し上げます。ただいまの永田亮一君の発言中、もし適当でない言辭があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることといたします。

○議長(清瀬一郎君) 本案につき、討論の通告がありますから、順次これを許します。川上貫一君。
 静粛にお聞き下さるよう、あらかじめお願いしておきます。
 「川上貫一君登壇」
 ○川上貫一君 私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されております決議案に反対の意見を述べます。それは、この決議案が、一見国民の念願を現わしておるように見えますが、その実質においては、人類破壊のにおそるべき核戦争に対する反対を、実験反対にすりかえておるからであります。

第一に、この決議案は、さきのソ連政府の原水爆実験再開の真意を正しく理解しておりません。ソ連政府は、実験再開にあたっては、問題の最も慎重な全面的な研究の結果、余儀なくされたものであるということ明らかに明しております。この非常に重大な問題がある。今日、世界の平和愛好者が真剣に考えなければならぬ問題がここにひそんでおる。われわれは、今日、はっきりと、騒ぐのではなく、冷静に、事態の本質を見なければならぬ。すなわち、三十年の間に二度も世界戦争を引き起こしたドイツの軍国主義者が、今

どういう態度に出るか。西ドイツにおいては、残忍な報復主義者アデナウアー、この一味がアメリカ帝国主義とNATO諸国の恥知らずな支援のもとに、急テンポに核武装を整えております。そうして、ポーランド、チェコスロバキア諸国に属する旧領土の奪還というスローガンを掲げ、公然と東ドイツへの侵入を公言しております。特に、今春ソ連政府の行なった、第二次大戦を終止させるための平和条約締結の提案をしたのに対して、彼らはケネディの支援のもとに、十月を目ざして戦争行動に入る用意をしたじやありませんか。そうして、ベルリン市内で具体的な破壊行動を行なったではないか。その結果どうなりましたか、戦争寸前の危機に入ったことは、今では世界周知の事実であります。

わが党は、去る九月、国会議員団の訪ソの際に、須藤参議院議員を代表とする特別な調査団をベルリンに送りました。そして、西ベルリンを根拠とする彼ら一味の戦争挑発行動がいかに切迫しておるか、いかに危険きわまるものであるかという点を十分に調べた。この詳細をここで報告する時間がないが、それはまことにりつ然たるものであったということだけは、はっきり言っておかなければならぬ。

一たび局地戦争が起れば、今日では、それは直ちに世界戦争になるであります。ソ連政府のこのような西側の戦争再開の措置は、このような西側の戦争への暴発、これを食い止めるための措置であったことを、国会は聡明に洞察する必要がある。ごらん下さい。ソ連政府の断固たる措置の結果、世界の平和勢力は奮起しました。相対して世界

の情勢は急速に変化した。これが事実だ。現に、アメリカ帝国主義とアデナウアーはどうしておるか、彼らの狂暴な政策の後退を余儀なくされておる。世界は再び話し合いの方向へそのあかりを見せてきておる。本決議案は、この事実から故意に目をそらそうとするものである。なるほど、すべての核実験を非難するより見せかけをしておりますが、その見せかけのもとで、事実上ソ連の措置を一方的に非難しておる。これは、真の平和を愛するものの態度ではありません。

第二に、核実験禁止の完全な実現は、今日では、もはや全面的な軍縮の問題と切り離して提起しては解決できません。このことは、国連を初め、この問題に関する国際交渉の結果を、目を開いて見る者の目には明らかにわかるのです。現に過般の中立諸国の会議においてどういことが起ったか。正しく認識されたいじやないか。そうして、この問題は、核実験の停止だけでは解決できないという点を強調し、証明したではないか。しかるに、自民党、民社党、社会党提案のこの決議案は、あたかも、実験を停止しさえすれば、それを切り離してやりさえすれば、すべて解決できるかのような幻想を内容としております。それは、国連でアメリカ帝国主義者がとってきたこれまでの偽善的な態度と全く同じであります。私は、つけ加えて言いたい、民主勢力の一方の代表政党たる日本社会党が、このような態度をとられることはまことに遺憾であります。

わが党は、確信をもって申し上げます。史上唯一の核爆発の被害国である日本の国民を代表する国会の取るべき態度は、こういう態度であつてはなりません。国会の取るべき態度は、生き残った政治でなければならぬ。日本の国会がほんとうに日本国民の平和への念願に忠実であらうとするなら、こういう決議案をなすに、現にチェコスロバキア社会主義共和国の国会から衆参両院議長に対する呼びかけが来ておる。対独平和条約即時締結へのアピール、これに即時同意をしたらよろしい。また、全面的な、かつ完全な軍縮の提案を断固として決議して、これを諸国民に訴えるのが日本の国会の義務であります。それだけではありません。わが国会こそ、断固として日米安全保障条約の破棄を決議すべきである。こういうふうによつて、戦争と核兵器による危険の根源を一掃すること、これこそが、真に核実験禁止を含む平和を確立する道であるということ、共産党は確信を持っておる。戦前戦後を通じて、終始一貫、戦争に反対してきたわが日本共産党の態度はこれでありま

す。こういう意味合い、こういう理由によつて、私は、共産党を代表して、この決議案に反対の意見を述べます。以上であります。

○議長(清瀬一郎君) 西村潤一君。
 「西村潤一君登壇」
 ○西村潤一君 私は、ただいま上程されました核実験禁止に関する決議案について、日本社会党を代表して賛成討論を行なうと存じます。

第二次世界大戦後十六年目の今日、ソ連と米国の核実験再開により、世界と全人類は、その運命を決するような重大な破局に直面するに至りました。

わが党は、確信をもって申し上げます。史上唯一の核爆発の被害国である日本の国民を代表する国会の取るべき態度は、こういう態度であつてはなりません。国会の取るべき態度は、生き残った政治でなければならぬ。日本の国会がほんとうに日本国民の平和への念願に忠実であらうとするなら、こういう決議案をなすに、現にチェコスロバキア社会主義共和国の国会から衆参両院議長に対する呼びかけが来ておる。対独平和条約即時締結へのアピール、これに即時同意をしたらよろしい。また、全面的な、かつ完全な軍縮の提案を断固として決議して、これを諸国民に訴えるのが日本の国会の義務であります。それだけではありません。わが国会こそ、断固として日米安全保障条約の破棄を決議すべきである。こういうふうによつて、戦争と核兵器による危険の根源を一掃すること、これこそが、真に核実験禁止を含む平和を確立する道であるということ、共産党は確信を持っておる。戦前戦後を通じて、終始一貫、戦争に反対してきたわが日本共産党の態度はこれでありま

す。こういう意味合い、こういう理由によつて、私は、共産党を代表して、この決議案に反対の意見を述べます。以上であります。

わが党は、確信をもって申し上げます。史上唯一の核爆発の被害国である日本の国民を代表する国会の取るべき態度は、こういう態度であつてはなりません。国会の取るべき態度は、生き残った政治でなければならぬ。日本の国会がほんとうに日本国民の平和への念願に忠実であらうとするなら、こういう決議案をなすに、現にチェコスロバキア社会主義共和国の国会から衆参両院議長に対する呼びかけが来ておる。対独平和条約即時締結へのアピール、これに即時同意をしたらよろしい。また、全面的な、かつ完全な軍縮の提案を断固として決議して、これを諸国民に訴えるのが日本の国会の義務であります。それだけではありません。わが国会こそ、断固として日米安全保障条約の破棄を決議すべきである。こういうふうによつて、戦争と核兵器による危険の根源を一掃すること、これこそが、真に核実験禁止を含む平和を確立する道であるということ、共産党は確信を持っておる。戦前戦後を通じて、終始一貫、戦争に反対してきたわが日本共産党の態度はこれでありま

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 核実験禁止に関する決議案

た。ソ連の核実験を正当化しようとする人々は、ベルリンをめぐる西側の競争挑発に対して、ソ連は力の誇示に踏み切らざるを得なかつたのだと申しまゝす。われわれは、ソ連をして実験再開を余儀なくさせた国際情勢のきびしさに對し、目をおおりのものではありませぬ。しかし、このような力の政策を前提とする平和共存はナンセンスであり、かかる力の誇示によってベルリン問題の根本的解決をはかるということができないばかりか、東西両陣営をして、とどまることを知らない核実験並びに核軍拡競争へと追いやる結果を来たすのみであります。(拍手)

力の均衡はまた恐怖の均衡であります。かかる恐怖の均衡によって平和が保たれるのだという議論をする人もありますが、それはとんでもない間違いであります。(拍手)恐怖のもたらすものは、平和ではなくて懷疑と不安であります。懷疑と不安に満ちた雰囲気の中では、ほんのささいな事件、あるいは命令や決定のちよつとした誤解、またはリーダーの読み違いですら、取り返しのつかない原水爆投下の連鎖反応を開始させるかもしれないのであります。

東宝映画「世界大戦争」はこのことをまざまざと描き出してあります。人間の無知と愚かさの罪のために、ついに世界最終大戦争の破局に突入してしまつたとき、そこには美しい恋愛も、あたたかい人間愛も、宗教の宣布も、庶民の生活の哀愁も、人間のありとあらゆる営みが根底からくつがえされ、一切が無に帰してしまふ。サンフランシスコも、ニューヨークも、ワシントンも、モスクワも、肺形もなく

なつてしまふ。東京の上空にたつた三発の無意味な白い光を放つ小さなたまが飛んできてぱつと炸裂すると、東京は言うに及ばず、日本列島は一面のどろどろした火の海となつてしまふ。その一面の火のどろの海のかたに富士山が青白く光り、いびつに傾いた国会議事堂だけが遠くに浮かんであります。これは遠い将来の話ではなく、もちろん想像の産物でもありません。多くの科学者も報告しております。多に、現実にもわれわれの足元に迫つており、もしもわれわれが油断をするならば、いつ何時現実にもこのような事態に見舞われたいとだれも保証することはできません。(拍手)

米ソの実験競争は、世界戦争への危機を激化させるばかりでなく、地球の表面にばらまかれる死の灰、すなわちストロンチウム九〇やセシウム一三七等の放射能元素によって、平時においても人類を重大な脅威にさらさしめるのであります。世界で最初の、そして唯一の原爆被災国である日本、しかも、死の灰の谷間といわれる日本として、どうしてこのような愚かな実験に對して反対せずにおられましようか。(拍手)しかもソ連は、われわれの悲願を裏切つて、全く無意味な広島原爆の二千五百倍といわれる超大型核爆発実験を強行いたしました。気象庁の報ずるところによりますと、九月九日にソ連実験の影響が現われ始め、十月十一日には約百倍に達してあります。超大型核爆発実験による放射能は、三日ないし七日の間にその第一陣がわが日本列島の上空にやってくるといわれます。その強さは、従来の値の最高値をはるかに上回り、灰の大部分は成層圏

にたまるので、落ち切るまでには数年かかると思われております。このようにしてわれわれの肉体は、徐々に直接にまた間接に死の灰によるところの死に至る病、原子病に虫ばまれていくのであります。

われわれは、このときにあたつても一度嚴重な思いで、今から十六年前の一九四五年八月六日の朝、広島の上空に現われたB29爆撃機三機が引き起こしたあのおそろしい結果を、そして続いて八月九日、長崎を襲つた災厄を思い起こさざるを得ません。この広島と長崎の悲劇は、人類の歴史に永遠に残るであります。現代の人々も、次の時代の人々も、もつと後の時代の人々もそれを忘れ去ることはできないであります。(拍手)忘れようと思つても忘れることはできません。いな、忘れてはならないのであります。

(拍手)二発の原爆の直接の犠牲者となつた三十万の人々、十六年後の今日もなお肉体的、精神的に苦しんでおられる約二十万の人々の痛ましい犠牲は、何によつても償ふことはできないのであります。(拍手)「一九四五年八月の広島、長崎を思い出すこと、何度も何度も、繰り返して思い起こすこと、それによつて人類が正しい道から逸脱するのを防ぐことができるであろう。」と湯川秀樹博士は、原水爆被害白書の序文に書いておられます。

繰り返して声を大にして申します。核実験は、即時やめなければならぬ。(拍手)実験禁止協定の締結だけでなしに、核兵器の製造、貯蔵及び使用の禁止協定を即時締結させなければならぬ。(拍手)

これを可能ならしめるものは、世界が、特に米ソ兩國が、理性の声に従つて、相互の理解と信頼の上に立つて、完全軍縮に踏み切る以外に道はありません。(拍手)さればこそ、一九五九年の第十四回国連総会で、國連の全加盟國、もちろんわが國をも含めて満場一致で完全軍縮達成へのアピールを採択したのであります。(拍手)米國も従来に行きかき捨てて、去る九月二十五日に、すでに昨年六月に提出済みのソ連の完全軍縮案に近い完全軍縮案を國連に提出いたしました。また最近、米ソ兩國は、全面軍縮について八項目にわたる共同宣言案について合意に達し、その中には、人類共滅の戦争が紛争解決の手段とはなり得ないこと、全面軍縮のみが平和達成の唯一の保証であることが、明確に示されておるのであります。(拍手)

しかるに、本決議案が三党共同提案で上程されるにあつて、本案の中に完全軍縮を入れるかどうかについて、自民、社会兩党の間で議論がかわされ、ついに合意に達し得なかつたと伝えられております。世界観も国家の体制も違ふ米ソ兩國でさえ合意に達しているこの問題を、同じ日本人同士の間で、しかも、世界に類例を見ない誇るべき非武装、平和を宣言する憲法を國の唯一の建前とする兩党の間で、意見の一致を見ることができなかったことは、まことに遺憾であつたといわざるを得ません。(拍手)完全軍縮を入れると自衛隊の士気に影響を及ぼすとお考えになつたのでしやうか。あるいは自衛隊増強のじやまになるの意図から賛成しなかつたのではないかと、

一部の國民に誤解を与えることを私はおそれるものであります。(拍手)私は最後に、憲法の前文の教節を諸君とともに読みたいと思つて、「日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、」アメリカの公正と信義ではありませぬ。ソ連の公正と信義ではありませぬ。「諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。十四年前に本国会においてこの憲法が議決せられたときに、各党の代表はあらゆる賛辭を連ねてこれを礼賛し、この憲法の精神と理想を達成しようと思つたのであります。ただ一人共産党の野坂参三君のみが、民族独立のための自衛戦争までも放棄した第九条に反對して、採決に加われなかつたのであります。

今こそわれわれは、広島、長崎のあやまちを再び繰り返させないために、いな、世界の破局を救ひ、眞の平和を来たらせるために立ち上がらなければなりません。(拍手)今こそわれわれは、人類の幸福と繁栄を来たらせるために、世界に先がけて非武装宣言を發し、この憲法の崇高な理想と目的を高く掲げて前進しなければなりません。(拍手)われわれは、愚かな核実験と軍拡競争に狂奔し、相拮抗する陣営に對して、今こそ理性の声を聞くべきであると強く訴えていかなければならぬと思つてあります。(拍手)以上をもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。(拍手) この際、内閣総理大臣及び三木國務大臣から発言を求められておりますから、順次これを許します。内閣総理大臣池田勇人君。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) ただいまの御決議に対しまして、政府の所信を申し述べたいと思っております。核実験禁止は人類の悲願であり、人類の平和と幸福のためにも、即時その実現がはからなければなりません。(拍手) 政府といたしましては、すべての国が核実験を即時停止するとともに、関係諸国が有効な国際管理を伴う核実験停止協定に関し、すみやかに合意に達するよう熱望してやまないものであります。(拍手)

このため、政府は、かねてより右の立場に基づき、直接関係国に強く働きかけるとともに、国際連合において積極的な役割を果たしつつあります。が、ただいまの御決議の趣旨を体しまして、世界の平和と人類の幸福のために、今後一そうの努力を払うことをここにお願いいたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 国務大臣三木武夫君。

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) ただいまの御決議にもありましたごとく、平和と安全を願う人類の願いに抗して、ソビエトのイニシアチブによって原爆の実験が再開されましたことは、まことに残念でございます。

わが国は、御承知のように、原子力の基本法によりまして、核分裂、核融合の原理は、よしや、そういうことが可能であつても、軍事的利用はいたさない、平和利用に徹するということがわが国の強い態度でございます。(拍手) また、世界に対しても日本の強い要請であるわけでございます。

この日本国民の願いを真切つて、最近ソ連が、かつてない大型の核爆発実験を再開し、しかも、そのために、日本の国土が放射能の灰によって汚染をされるといふ事態は、まことに遺憾の至りであるわけでございます。(拍手) 数日後には、放射能の被害は日本の国土に増加してくるに違いありません。従つて、日本の国民の被害あるいは日本国土の被害を最小限度に食い止めるために、行政上万遺憾なき処置を政府はとりたいと考えておるものでございます。しかしながら、万遺憾なき処置と申しまして、放射能の被害というものが、長い期間にわたつて、どのような影響をわれわれとわれわれの子孫に与えるかというところは、未知数な点が非常に多いのであります。そのために、万遺憾なき処置を講ずるというところは消極的な面でありまして、積極的には、御決議にもございまして、適切な国際管理を伴う核実験禁止、貯蔵禁止、使用禁止といふところまでこの問題が発展をすることこそ、放射能の被害から人類を救う道であるわけでございます。(拍手)

われわれは、国民とともに、そういう事態を一日も早く実現するために、あらゆる機会とあらゆる機関をとらえて、この実現のために努力したいというものが、われわれの決意であることを表明して、所信といたします。(拍手)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

雪害対策に関する決議案を議題といたします。

雪害対策に関する決議案 (寺島隆太郎君外百十四名提出)

〔委員審査省略要求案件〕

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

雪害対策に関する決議案を議題といたします。

雪害対策に関する決議案 (寺島隆太郎君外百十四名提出)

〔委員審査省略要求案件〕

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

雪害対策に関する決議案を議題といたします。

安定的伸長発展は阻害され、地域格差は顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「雪国的」宿命を脱却し得ない実情にある。

よつて、政府は、本問題の抜本的解決を図るため、積雪調査機能の充実と積雪被害の防除等につき、すみやかに、必要な総合的対策を講ずべきである。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。大野市郎君。

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 ただいま上程されました雪害対策に関する決議案につきましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党、日本共産党の各党を代表いたしまして趣旨弁明をいたします。(拍手) まず、決議案文を朗読いたします。

雪害対策に関する決議案

積雪地方は、毎年積雪により、民生、産業その他に多大の被害を被つており、ために民力は衰え、産業の安定的伸長発展は阻害され、地域格差は顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「雪国的」宿命を脱却し得ない実情にある。

よつて、政府は、本問題の抜本的解決を図るため、積雪調査機能の充実と積雪被害の防除等につき、すみやかに、必要な総合的対策を講ずべきである。

右決議する。

〔拍手〕

御承知の通り、毎年積雪のために、住民の生活の上に、また、産業、文化全般にわたつて多大の被害をこうむつ

ておる地帯は、北海道を初めとして、東北、北陸、信越の各地帯でありまして、その面積は、わが国土の六割を占めておるのであります。住民は、全人口の三割にも相当するのであります。

雪害の現われ方は非常に広範でありまして、国鉄、私鉄、バスの運行不能、電信電話の故障、生活必需品の欠乏、ひいては物価の高騰、あるいは民家や学校などの倒壊、河川のはらん、なだれによる耕地の壊滅、立木の倒伏、果樹などの倒壊あるいは商工業の操業の停止と売り上げの減少、また、家庭生活の上で申しますと、道路の除雪、屋根の雪おろしなど、あらゆる種類にわたつて雪国の住民に苦悩を投げかけておるのが実態であります。中でも、雪害による交通通信の麻痺、輸送の途絶が民生、産業に大打撃を与えておるのであります。

先般の年末年始にかけての豪雪のもたらした大海嘯、悲惨なる実情は、口に尽くせぬものがありました。幸いに、皆様の御協力によつて、一応の応急措置がとられ、関係住民はほつといたしたのであります。このような豪雪の被害は、ひとり今年に限らないのであります。雪国の住民は、来る年も来る年も半年の間は深い雪の下に閉じ込められて、毎朝雪を踏み固めては村内の道を作る、降り積もる雪に屋根がきしむ、雪をのけなければ家がつぶれる、道に雪をおろすと通行ができなくなる、道を確保するために屋根からせつかくおろした雪を、再び道の両側に城壁のように積み重ねる、そういう努力、その費用は莫大なものになるのでございます。伊勢湾の台風で、土砂が道に押し出されて交通がとめられま

雪害対策に関する決議案

積雪地方は、毎年積雪により、民生、産業その他に多大の被害を被つており、ために民力は衰え、産業の安定的伸長発展は阻害され、地域格差は顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「雪国的」宿命を脱却し得ない実情にある。

よつて、政府は、本問題の抜本的解決を図るため、積雪調査機能の充実と積雪被害の防除等につき、すみやかに、必要な総合的対策を講ずべきである。

右決議する。

〔拍手〕

御承知の通り、毎年積雪のために、住民の生活の上に、また、産業、文化全般にわたつて多大の被害をこうむつ

雪害対策に関する決議案

積雪地方は、毎年積雪により、民生、産業その他に多大の被害を被つており、ために民力は衰え、産業の安定的伸長発展は阻害され、地域格差は顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「雪国的」宿命を脱却し得ない実情にある。

よつて、政府は、本問題の抜本的解決を図るため、積雪調査機能の充実と積雪被害の防除等につき、すみやかに、必要な総合的対策を講ずべきである。

右決議する。

〔拍手〕

御承知の通り、毎年積雪のために、住民の生活の上に、また、産業、文化全般にわたつて多大の被害をこうむつ

したときには、土砂堆積法の適用によつて、国はあたたかい手を差し伸べて、国の力で排除ができたのであります。一体、雪国の住民は、勝手に雪国に生まれたからとて文句を言うなどというのでしようか。

雪国のある時人は、こううたつておられます。

雪国の幸せは哀訴哀願だけでは求められない

涙も出なくなつたその時

涙をぬぐつた握りとふしを見つめよう

幸せはこの中にだけしかないのではあるろうか

と、まことに雪国の人の心を切々とたつておるのであります。雪国のバス通り裏はひっそりかんとして、人々は戸を締め切つて、外は吹雪のみであります。暖国のバス通り裏とは、あまりにかけ離れたありさまであります。路上の雪に店頭は暗く、少しのすき間からも雪と寒が入ってくるので、四六時中電灯をつけておかねばならない。その電灯さえも吹雪で消えがちであります。雪国の住民には、このような苦惱に満ちた人生が、その生まれた瞬間から待ち受けておるのであります。

こういふ地域的な自然現象によつて、諸般の生活が非常な悪条件にさらされておるといふ、そういう姿に対して、このときこそ、中央の政界において、諸君の御協力をいただいて、これらの悪条件を政治の力で軽くしてあげ、それこそ、いわゆる地域格差の解消であり、また、人道上的の見地からも、当然のことであるとかたく信ずるものであります。(拍手)雪害を排除して豪雪地帯の後進性を克服し、均衡の

とれた国民生活の向上をはかることは、わが国経済の高度成長を期する上に、きわめて緊要であることは明らかであります。

雪害防除対策のうちでも、最も根本的であり、最も緊急を要するものは交通の確保であります。このゆえに、諸君の御尽力によつて、昭和三十一年には積雪道路法が制定され、除雪、防雪あるいは凍雪害防止の制度が確立されたのであります。同法の制定後すでに六年を経過した今日におきましても、冬期間に、一級国道を主とする指定路線ですらも、いまだにその四割程度しか確保ができません。住民は交通不能に苦しんでおるありさまであります。また、除雪費にいたしましては、本来ならば、これらの仕事は、国みずからの手で除雪するべきが当然であると思ふのであります。積雪道路法の第六條に、除雪費用については、その三分の二以内を道路管理者に補助すると、明らかに規定してあるにもかかわらず、北海道の直轄国道のほかには、一切の除雪費の補助を渡さないものであります。あるいは道路の修繕について、補助二分の一で打ち切るなど、せつかくの現行法でさえも有効に活用されていないことは、はなはだ遺憾にたえないのであります。(拍手)

われわれは、まず第一に、積雪道路法の完全実施を望むのであります。さらに、積雪地帯の後進性を打破するためには、積雪農業法、積雪道路法、北海道その他各地の開発法、あるいは後進地域開発法などが立法化されておられますが、これを施行する行政の窓口がごまかく分かれております。そのため、せつかくの所得格差の是正という

大きな目的を持つ雪害対策そのものがごま切れにされて、一つ一つが小事件のごとくに取扱われるおそれのあることは、まことに遺憾しくであります。

雪害の調査機関は各省に分かれて、それぞれ熱心に研究がいたされておるのであります。この変化がきわまりない雪の性質と雪害の実態を、具体的に総合的にまとめ上げて、生きた総合対策を樹立する機関が政府には皆無であります。辛うじて、民間において財団法人日本積雪連合及び財団法人積雪科学館があるのみであります。よつて、政府は、雪害問題の抜本的解決のために、総合的な積雪調査機能の充実と積雪被害の防除等につき、すみやかにその対策を講ぜられんことを強く要望するものであります。

以上をもつて本決議案の趣旨弁明といたします。どうぞ満場一致をもつて御賛成あらんことを熱望いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がありますから、これを許します。石田有全君。

〔石田有全君登壇〕

○石田有全君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されました雪害対策に関する決議案に対しまして、賛成の討論を行なわんとするものであります。

寒日本、特に積雪地域の産業、経済及び生活水準は、全国的に見た場合、きわめて劣弱な地位にあることは何人も否定し得ないところであります。積雪地帯の一人当たりの所得は、昭和三十一年度において、ようやく全国平均

の八〇％程度に達したという現状であります。まして、このように所得水準が低位にあるということは、積雪寒冷地域の国内市場をさらに狭める結果となり、ひいては産業立地上の一大障害となっているのであります。

この地方には農林水産、鉱業資源、水力資源などが豊富に賦存しておるのであります。すでに開発されているものだけでも、東北六県及び新潟県の七県だけで、鉱産額では全国の約二〇％、米の生産は実に全国の約二〇％、四・六％を産しておられ、かつ、開拓適地が三十五万町歩も未墾のまま放置されているのであります。さらに、水産資源は、全国の約二〇％を産し、開発水力にいたつては二百四十一万キロワットに達し、全国の二〇％を擁しており、なお未開発水力は三百三十万キロワットにも及ぶと推定されるのであります。しかも、工業出荷額は、昭和三十一年度で、ようやく全国の七・一％に達したという現状であります。

以上のように、積雪地帯の後進性は、各種資源の窮乏あるいは開拓効果等に原因があるのではなく、歴代保守内閣が独占資本擁護政策にきつりきつりとする余り、辺地住民の救済、積雪寒冷地域住民の生活安定向上が今日まで置き去りにされ、犠牲となつてきたものといつて過言ではなからうと存するのであります。戦後、いち早く再編成された独占企業の実態を見れば明らかかなように、政府は、大企業優先の財政投融資に目がくらみ、積雪地域への公共投資上の特別の措置を講じなかつたことや、自然的地理的条件が悪いために開発意欲を欠いたためか、採算のとれない地域は開拓の要なしと見たた

めか、交通、電力等の基礎的開発が非常におくれて、産業立地条件の整備がなされなかつたこと、さらに、気温は寒冷であり、冬期間、相当長い間積雪が降り、交通は全く阻害され、著しいところでは、半年もの間車による交通が遮断されている現状等が相重なつて、後進性のまま放置されてきたと申してよからうと存するのであります。さらにまた、融雪による災害危険度が非常に高いことなども原因として、明治以来今日まで、この眠れる宝庫は顧みられることなく、産業の立ちおくれ、経済的な困窮、加えて、文化的にも取り残されたまま、全く暗い谷間での住民の生活は、言語に絶するものがあるのであります。このまま放置してきた政府の政治責任は、きわめて重大であるといわざるを得ません。(拍手)

政府は、所得倍増とか、月給二倍論だとかの景気のよいから鉄砲を打ち上げる前に、まず辺地住民の救済、産業、経済、文化等、すべての面において立ちおくれ、悲惨な暗たんたる生活を余儀なく続けおられるこの地方住民に光明の手を力強く差し伸べてやり、地域格差を解消することこそが、緊急の要務であると信じて疑いません。(拍手) そうすることによつて、今日まで放置してきた罪滅ぼしにもなるかと思ふのであります。

現在、積雪寒冷地域における国の特別措置は、積雪寒冷地帯振興臨時措置法、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法、及び地方交付税法における基準財政需要額算定のための寒冷補正などの制度があるのであります。相互に関連性なく断

片的で、雪害対策に關してはほとんどその成果が期待し得ないのであります。旧臘から今春にかけての豪雪のときなどは、国鉄、地方鉄道及びバス路線等は完全に麻痺状態に陥り、百時間以上も遅延した旅客列車を初め、貨車に至っては二十五日間もストップしていたという状態であり、商工業等の機能は、その間半減あるいは完全に停止しなければならぬという憂うべき状況であったのであります。積雪地域住民に及ぼす影響は甚大であり、まことに憂慮すべき事態が、今年のみならず、毎年繰り返されている事実を御認識いただきたいのであります。

これら積雪寒冷地域住民の長い間の悲願、雪国であるがための苦しみをすみやかに解消するため、わが党は、去る第三十八回国会に、積雪寒冷地域における道路交通の確保に關する特別措置法の一部を改正する法律案、及び積雪寒冷地域における鉄道軌道の交通の確保に關する特別措置法案を本院に提出したのであります。政府自民党の国会運営よろしきを得なかつたために成案し得なかつたことは、痛恨のきわみであります。(拍手)

この際、政府は、積雪寒冷地域の産業開発、後進性の打破によって経済の興隆をはかり、地域格差を解消し、もって、民生安定向上のために、除雪、防雪及び凍雪害防止のための抜本的、総合的な特別法の制定を積極的

に、責任を持って、かつ、すみやかに遂行されんことを強く希望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、自治大臣から発言を求められておりますから、これを許します。自治大臣安井謙君。

○国務大臣(安井謙君) 政府といたしましては、地方の開発、地域格差の解消につきまして、従来からも種々の施策を講じて参つておりますが、特に、ただいま御決議のありました雪害対策に對しましては、今後御趣旨に沿うよう十分に努力を尽くしたい所存でございます。(拍手)

日程第一 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより本日の日程に移ります。日程第一、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 輸出入取引法の一部を改正する法律案 内閣総理大臣 池田 勇人 国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のよう

目次中「第三章の二 輸入に關する協定(第七条の二)」を「第三章の二 輸入に關する協定(第七条の三) 輸出入調整に關する協定(第七条の三)」に、「第五章 輸出入組合(第二十条―第二十七条)」を「第五章 輸出入組合(第二十条―第二十七条) 貿易連合(第二十七条の二) 貿易連合(第二十七条の二)」に改める。

第五條第二項第六号中「国内の下に「関係農林漁業者」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 輸出入調整に關する協定

第七條の三 輸出入業者及び輸入業者は、特定の地域における輸入取引及び輸出取引の實行的制限、特定の地域との通商に關する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該特定の地域を仕向地として特定の種類の貨物を輸出するために当該地域を船積地として特定の種類の貨物を輸入することが必要である場合又は当該特定の地域を船積地として特定の種類の貨物を輸出することが必要である場合又は当該特定の種類の貨物を輸入する場合には当該特定の種類の貨物を仕向地として特定の種類の貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸取出引と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸取出引との関係を調整しなれば、当該地域との貿易の健全な

發展に著しい支障を及ぼし、国内の關係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に關する事項について協定を締結することができ

る。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その内容が前項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 当該地域の輸出入業者、輸入業者又は關係事業者の利益を害し、本邦の輸出入業者又は輸入業者の國際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前号のほか、当該地域との貿易の健全な發展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 第五條第二項第一号及び第四号から第六号までの各号に適合すること。

五 当該協定を締結しようとする輸出入業者の当該地域に對する当該貨物の輸出入額が当該地域に對する当該貨物の輸出入額に對し相當の比率を占め、及び当該協定を締結しようとする輸入業者の当該地域からの当該貨物の輸入額が当該地域からの当該貨物

の總輸入額に對し相當の比率を占めてゐること。

3 第六條第二項及び第七條第二項の規定は、第一項の協定に準用する。

第十一條第一項中「以外の輸出入組合」の下に「(以下「非出資輸出入組合」といふ。))」を加え、「第三号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 輸出に關する調査、宣伝、あつせん等輸出に關する海外市場の維持及び開拓

三 輸出すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

四 輸出に關する苦情及び紛争の処理

五 前各号の事業に附帯する事業

六 前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の所屬員の共通の利益を増進するための施設

開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

2 前条第三項から第七項まで並びに中小企業等協同組合法第二十条から第二十二條まで(持分の払戻し)、第五十六條及び第五十七條(出資一口の金額の減少)の規定は、前項の規定による非出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、前条第三項中「出資の第一回の払込のあつた日」とあるのは「次条第一項の規定による非出資輸出組合への移行に関する定款の変更について第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日」と、「新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなればならない」とあるのは「登記を要しなくなつた事項の登記を抹消しなればならない」と、同条第六項中「出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「次条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面」と、中小企業等協同組合法第二十条第二項中「脱退した

事業年度の終」とあるのは「非出資輸出組合への移行の時」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合は、前項の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出組合は、当該非出資輸出組合に移行した時にいて解散したものとみなす。

第十九條第一項中、「第十九條の下に(第一項第四号を除く。)」を加え、「第三十五條を第三十五條(第五項を除く。)、第三十五條(二)に、「第六十二條を「第六十二條第一項及び第二項に、「第六十八條を「第六十八條第一項に、「同法第三十一條を「同法第二十八條中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、第三十一條に改め、「第六十三條第三項の下に、「第十九條第三項を加え、「出資輸出組合以外の輸出組合を「非出資輸出組合」に改め、同条第二項中「第十條(出資)」を「第十條第一項から第五項まで(出資)」に改め、「九人」との下に、「第十八條第一項中「脱退することができるとあるのは「脱退することができるとあるのは、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場において、移行の日の前日まで予告し、その移行の時に脱退することができると」と、第二十條第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七條第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場において

は、移行の時にける組合財産によつて定める」とを加える。

第十九條の三を次のように改める。

第十九條の三 削除

第十九條の四第二項を削り、同条第一項中「輸入組合は」の下に、「前項に定めるもののほかを加え、「当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物」を「当該貨物と同種若しくは類似の貨物で輸入するもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸入組合は、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸入組合(以下「出資輸入組合」といふ)以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」といふ)は、第五号の事業を行なうことができない。

一 輸入に関する調査、あつせん等輸入に関する海外市場の維持及び開拓

二 輸入すべき貨物の価格、品質その他の事項の改善

三 輸入に関する苦情及び紛争の処理

四 前各号の事業に附帯する事業

五 前四号に掲げるもののほか、輸入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第十九條の四第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第十九條の五中「第十九條の三に規定する者」を「輸入業者」に改める。

第二十一條及び第二十二條中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十三條第一項を次のように改める。

輸出入組合員は、指定地域における輸出入取引及び輸出入の取引の制限、指定地域との通商に関する政府間の取極の実施その他これらに準ずる理由により、当該指定地域を仕向地として貨物を輸出するためには当該指定地域を船積地として貨物を輸入することが必要である場合又は当該指定地域を船積地として貨物を輸入するために

は当該指定地域を仕向地として貨物を輸出することが必要である場合であつて、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出入と当該指定地域を船積地として輸入する貨物の輸出入との関係を調整しなければ、当該指定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の關係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、定款で定めるところにより、当該指定地域を仕向地として輸出する貨物と当該指定地域を船積地として輸入する貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

第二十三條第二項第一号中「前項各号の一に掲げる」を「前項に規定する」に、同項第二号、第三号及び第五号中「特定地域」を「指定地域」

に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 輸出入組合は、第一項に定めるもののほか、次に掲げる事業を行なうことができる。ただし、組合員に出資をさせる輸出入組合(以下「出資輸出入組合」といふ)以外の輸出入組合(以下「非出資輸出入組合」といふ)は、第五号の事業を行なうことができない。

一 輸出及び輸入に関する調査、宣伝、あつせん等輸出及び輸入に関する海外市場の維持及び開拓

二 輸出すべき貨物及び輸入すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善

三 輸出及び輸入に関する苦情及び紛争の処理

四 前各号の事業に附帯する事業

五 前四号に掲げるもののほか、輸出入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設

第二十五條中「特定地域」を「指定地域」に改める。

第二十七條中、「第十四條から第十六條まで、第十八條、第十九條及び第十九條の四第二項」を「及び第十四條から第十九條まで」に改める。

第五章の次に次の一項を加える。

第五章の二 貿易連合

(法人格)

第二十七條の二 貿易連合は、法人とする。

(原則)

第二十七條の三 貿易連合は、次の要件を備えなければならない。

一 貿易連合を構成する者(以下「連合員」という。)の間に於ける輸出取引又は輸入取引における過度の競争を防止し、あわせて連合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

二 連合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

(名称)
第二十七条の四 貿易連合は、その名称中に貿易連合という文字を用いなければならない。

二 貿易連合でない者は、その名称中に貿易連合という文字を用いてはならない。

三 貿易連合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(事業)
第二十七条の五 貿易連合は、貨物の輸出又は輸入及びこれらに附帯する事業を行なうものとする。

第二十七条の六 連合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一 輸業者
二 輸入業者

(出資)
第二十七条の七 連合員は、出資一口以上を有しなければならない。

二 出資一口の金額は、均一でなければならない。

三 一連合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。ただし、連合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

四 国内の関係農林漁業者、関係中小企業者その他の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 連合員の責任は、その出資額を限度とする。

五 連合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて貿易連合に對抗することができない。

(発起人)
第二十七条の八 貿易連合を設立するには、その連合員とならうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。

(設立の認可)
第二十七条の九 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに業務の方法、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

二 前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。

三 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

五 輸出取引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を事実的に制限するおそれがないこと。

六 その設立が輸出取引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。

(定款)
第二十七条の十 貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 連合員たる資格に関する規定
五 連合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法
七 出資の総口数
八 経費の分担に関する規定
九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法
十一 連合員の権利義務に関する規定
十二 事業の執行に関する規定
十三 役員に関する規定
十四 会議に関する規定
十五 会計に関する規定
十六 公告の方法

二 前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。

三 第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。

(定款又は業務の方法の変更)
第二十七条の十一 定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。

(定款又は業務の方法の変更命令)
第二十七条の十二 通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。

(競争の禁止)
第二十七条の十三 連合員は、貿易連合の定款で定める輸出又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより、貿易連合の委託を受けて輸出し又は輸入する場合は、この限りでない。

(連合員に対する売買義務)
第二十七条の十四 貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合が輸入した貨物を連合員以外の者に販売してはならない。ただし、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

(解散)
第二十七条の十五 通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。
二 定款で定める事業以外の事業を行なつたとき。

(準用)
第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条(第一項第四号を除く)、第二十条から第二十三条まで(組合員)、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十四条(規約)、第三十五条(第五項を除く)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(總會)、第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条(剰余金の配当等)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六条まで、第六十八條第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号、第三項及び第四項を除く)、第八十四条から第九十三条まで(登記)、第九十四条、第九十五条(雑則)、第九十五条第二号及び第四号から第九十七条ま

第二十七條の十五 通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一 第二十七條の十二の規定による命令に違反したとき。

二 定款で定める事業以外の事業を行なつたとき。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 輸出入取引法の一部を改正する法律案

で並びに第百十五条の二(罰則)の規定は、貿易連合に準用する。この場合において、同法第十九条第二項第一号中「組合の施設を利用しない」とあるのは「貿易連合と取引しない」と、同項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込み、経費の支払その他貿易連合に対する義務を怠つた連合員又は輸出入取引法第二十七条の十三の規定に違反した連合員」と、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項、第百四條、第百五條、第百五條の四及び第百六條第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項第一号及び第五十三條第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九條第二項中「組合員が組合の事業を利用した分置」とあるのは「連合員が貿易連合と行なつた取引の額」と、第六十二條第一項第五号中「第百六條第二項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の十五」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第百十五條の二中「第百六條第三項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の四第三項」と読み替へるものとする。

第二十八條第二項中「意匠」の下に「その他の取引条件」を加え、同条の次に次の一条を加える。
第二十八條の二 前条第五項の規定により同条第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務の処理に必要費用に充てるため、当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出入業者から、政令で定める範囲内において、負担金を徴収することができる。
2 輸出組合は、前項の規定により負担金を徴収しようとするときは、政令で定めるところにより、負担金の額及び徴収の方法を定め、当該事務の処理に関する計画及び取支予算を添えて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 輸出組合は、第一項の負担金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
4 中小企業等協同組合法第百五條の規定は、第一項の規定により負担金を納付した輸出入業者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。
5 前四項に定めるもののほか、第一項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十九條第一項中「前条第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同

条第二項中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改める。
第三十條第一項中「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、同条第二項中「価格」の下に「品質その他の取引条件」を加える。
第三十一條第二項を削り、同条第一項中「同項各号の一に掲げる」を「同項に規定する」に、「特定地域」を「指定地域」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
通商産業大臣は、第七條の三第一項の認可を受けて輸出入業者及び輸入業者の協定が締結されている場合において、その協定をもつてしては同項に規定する事由を除去することが困難であると認めるときは、当該事由を除去しなくてはならない。これを變更しなくてはならない。
当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出入取引及び当該特定の地域の船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定の地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該特定の地域の船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出入業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。
第三十一條に次の二項を加える。

3 第二十八條第二項から第四項まで及び前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。
4 第二十八條第二項から第六項まで及び前条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。
第三十二條中「前条第二項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改める。
第三十二條の二第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。
第三十三條第一項中「若しくは第七條の二第一項」を「第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項」に、「又は第十一條第二項」を「若しくは第十一條第二項に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、「団体協約の下に」又は「第二十七條の九第一項若しくは第二十七條の十一第一項の認可を受けて定められた業務の方法」を加え、同項第二号中「第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む」、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む、第三十五條を除き、以下この章において同じ。」を「(第七條の二第三項(第十九條の四第三項)において準用する場合を含む)、第七條の三第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む、第三十五條第一項を除き、以下この章において同じ。」若しくは第二十七條の十二」に改め、同条第二項中「又は組合員」を「組合員」に改め、「団体協約」の下に「又は業務の方法」を加える。

第三十四條第一項中「第七條の二第一項」の下に「第七條の三第一項」を加え、「第十九條の四第一項又は第二十三條第一項」を「第十九條の四第二項、第二十三條第一項、第二十七條の九第一項又は第二十七條の十一第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第六條第一項若しくは第二項」を「第六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條の十二」に改め、同条第五項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項又は第四項」に改め、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第九項中「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合」を「第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出入業者及び輸入業者が第七條の三第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出組合」に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、「認めるとき」の下に「又は貿易連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十七條の十一第一項の認可を受けて定められた業務の方法が、第二十七條の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくかつたと認めるとき」を加え、「第六條第一項又は第二項」を「第六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の十二」に改める。
第三十五條第一項中「若しくは第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項」に、「若し

くは第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)

第二十七条において準用する場合を含む。第二十七條の十二又は第二十七條の十五に改める。

第三十九條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。

第四十條第一項中「輸出入組合」の下に「貿易連合」を加える。

第四十一條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改める。

第四十二條中「若しくは第二十八條第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。」の規定による命令を「第二十八條第一項、第二項(第三十一條第三項又は第四項)において準用する場合を含む。」若しくは第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。」に改める。

第四十三條第二号中「第七條の二、第三項」の下に「又は第七條の三、第三項」を加え、同条第三号中「又は第七條の二、第一項」を「第七條の二、第一項又は第七條の三、第一項」に改める。

第四十四條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九條の四、第一項」を「第十九條の四、第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一條第五項」を「若しくは第十一條第五項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、「第六條第二項」の下に「又は第二十七條の六」を加える。

第四十五條第一号中「又は同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項、第十一條第五項又は第二十三條第三項)において準用する場合を含む。」を「同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項)において準用する場合を含む。」に改め、同条第三号中「第十九條の六又は第二十七條の六」の下に「若しくは第二十七條の六」を、「第二百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二、第四項」において準用する同法第五條第二項を加える。

第四十六條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、「第十九條の六又は第二十七條の六」において準用する場合を含む。」の下に「又は第二十七條の六」を加える。

第三十八條第一項中「第六條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。」若しくは第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項)において準用する場合を含む。」第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。」又は第十八條(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。」を「第六條第一項若しくは第二項、第十八條(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。」に改める。

第四十四條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九條の四、第一項」を「第十九條の四、第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一條第五項」を「若しくは第十一條第五項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、「第六條第二項」の下に「又は第二十七條の六」を加える。

第四十五條第一号中「又は同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項、第十一條第五項又は第二十三條第三項)において準用する場合を含む。」を「同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項)において準用する場合を含む。」に改め、同条第三号中「第十九條の六又は第二十七條の六」の下に「若しくは第二十七條の六」を、「第二百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二、第四項」において準用する同法第五條第二項を加える。

第四十六條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、「第十九條の六又は第二十七條の六」において準用する場合を含む。」の下に「又は第二十七條の六」を加える。

第三十八條第一項中「第六條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。」若しくは第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項)において準用する場合を含む。」第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。」又は第十八條(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。」を「第六條第一項若しくは第二項、第十八條(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。」に改める。

第三十九條第一項中「第三十一條第二項」を「第三十一條第四項」に改める。

第四十條第一項中「輸出入組合」の下に「貿易連合」を加える。

第四十一條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改める。

第四十二條中「若しくは第二十八條第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。」の規定による命令を「第二十八條第一項、第二項(第三十一條第三項又は第四項)において準用する場合を含む。」若しくは第四項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項)において準用する場合を含む。」に改める。

第四十三條第二号中「第七條の二、第三項」の下に「又は第七條の三、第三項」を加え、同条第三号中「又は第七條の二、第一項」を「第七條の二、第一項又は第七條の三、第一項」に改める。

第四十四條中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九條の四、第一項」を「第十九條の四、第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一條第五項」を「若しくは第十一條第五項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、「第六條第二項」の下に「又は第二十七條の六」を加える。

第四十五條第一号中「又は同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項、第十一條第五項又は第二十三條第三項)において準用する場合を含む。」を「同条第二項(第七條の二、第三項、第十九條の四、第三項)において準用する場合を含む。」に改め、同条第三号中「第十九條の六又は第二十七條の六」の下に「若しくは第二十七條の六」を、「第二百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二、第四項」において準用する同法第五條第二項を加える。

中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該組合の事業年度は、その移行の日に終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

法人税法第五條第一項第四号及び地方税法第七十二條の五第一項第四号の規定は、第一項に規定する場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度の法人税及び事業税から適用する。

第三条 この法律の施行の際にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

新法第二十七條の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

(商工組合中央金庫法の一部改正) 第四條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、「又ハ環境衛生同業組合」を「環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、「組合員」の下に「又ハ連合員」を加え、同条第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七條第一項に次の一号を加える。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

おいて政令で定める日から施行する。(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に存する出資輸出組合、出資輸入組合又は出資輸出輸入組合(以下「出資輸出組合等」という。)が、この法律の施行の日から起算して一年以内、この法律による改正後の輸出入取引法(以下「新法」という。)第十七條第一項(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。)の規定により非出資輸出組合、非出資輸入組合又は非出資輸出輸入組合(以下「非出資輸出組合等」という。)に移行する場合においては、同条第三項(第十九條の六又は第二十七條)において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2. 前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該出資輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得に対する法人税法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3. 前項の贈与をした組合員の当該贈与をした日を含む年又は事業年度の所得の計算については、当該贈与をした持分の価額は、個人にあつては当該持分に係る出資の金額、法人にあつては当該持分に係る帳簿価額による。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号

輸出入取引法の一部を改正する法律案 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案外七案

七 貿易連合(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同シ)

第二十七條第一項ただし書中「又ハ環境衛生同業組合連合会を」環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第二十八條第一項第六号中「若ハ環境衛生同業組合連合会を」環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改め、「此等ノ構成員」の下に、「次条ニ規定スル法人」を加える。

第二十八條ノ三を第二十八條ノ四とし、第二十八條ノ二中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條ノ次に次の一条を加える。

第二十八條ノ二 輸出ニ関シ所属団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所属団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員ナルモノニ限ル)ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前条第一項第一号乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所属団体ト看做ス

第二十九條第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改める。

〔環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改める。〕

(所得税法の一部改正) 第五條 所得税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に、「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第六條 この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一條第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴取されるべきであつた所得税については、なお従前の例による。

第七條 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に、「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第九條第七項中「輸出組合、輸入組合、輸出入組合」を「出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」に改める。

第八條 前条の規定による改正後の法人税法第五條第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等については、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この

場合において、この法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに就く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正) 第九條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一條ただし書中「輸出入取引法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)」を「輸出入取引法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)」に改める。

理由

最近におけるわが国の貿易の實情に即応して、特定の地域との輸出入取引及び輸入取引の関係を調整する必要がある場合には輸出業者及び輸入業者が輸出入の調整に関する協定を締結することができることとする

とともに、貿易連合の制度を設けて輸出業者又は輸入業者が連合して輸出入取引又は輸入取引を行なうことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長早稲田柳右エ門君。

〔早稲田柳右エ門君登壇〕 ○早稲田柳右エ門君 たいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、前国会提出の改正案から当該委員会が修正を行なつて削除した部分を除いて提出されたものでありまして、輸出入取引の秩序の確立について

の基本法たる現行法に対し、貿易自由化の進捗等に対処するため、新規定の追加及び若干の改正を行なうとするものであります。

その主要点は、 第一に、貿易業者間の自主的な話し合いによつて、低関税諸国との貿易の維持拡大をはかることができるよう、輸出業者と輸入業者とが輸出入の調整について協定を締結することができる旨の規定を新設したのであります。

第二に、中小貿易商社の健全なる発達等をはかるため、貿易商社が連合して輸出入業を行なう貿易連合の制度を創設したのであります。

その他、輸出規制事務の処理に当たる輸出入組合が輸出業者から負担金を徴収することができる旨の規定の追加、輸入組合の設立要件の緩和、各組合の事業内容の明確化等の改正であります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。 本案の委員長の報告は可決であります。 本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業

信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出)

昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十六年六月及び十

昭和三十六年五月二十五日 衆議院会議録第十四号

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案外七案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案外七案

月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案を追加して八案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
日程第二、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案、日程第三、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十六年六月及び十

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、日程第二及び第三とともに、内閣提出、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十六年六月及び十

右 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案

害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、以上の八案を一括して議題といたします。
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案

五万円、果樹の栽培又はたけのこの生産をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家さんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は北海道にあつては三十五万円、その他の地域にあつては三十万円、もつぱら果樹の栽培を業とする被害農業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合、もつぱら家畜又は家さんの飼養を業とする被害農業者に家畜又は家さんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠、うなぎその他の政令で定める水産動物の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)とし、同項条二号中「五年」とあるのは「五年(果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合で、その貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及びもつぱら果樹の栽培を業とする被害農業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられた場合は七年)」とする。
2 昭和三十六年六月下旬及び七月上旬の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨が法第二条第三項の規定により同項の天災として指定された場合における政令で定められた法適用については、同条第七

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に関する特別措置法の適用の特例に関する法律案

項中「五百万円(連合会に貸し付けられる場合は一千万円)」とあるのは、「一千万円(連合会に貸し付けられる場合は二千万円)」以内で政令で定める額」とする。
附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日以後の天災につき適用する。
理由
昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災に係る被害農林漁業者等が天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づいて貸付けを受ける経営資金及び事業資金の貸付限度額を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通

要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で第二室戸台風災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を第二室戸台風災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、国がこれに要する経費につき助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

昭和三十六年十月二十日 内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

（市町村の支弁に対する国庫負担等の特例）

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に関して行なつた伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条の支弁（同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分の二」とあるのは「全額（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ六分ノ五）」と、同法第二十五条第一項中「二分の一」とあるのは「三分の二（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ五分ノ四）」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

（都道府県等の支弁に対する国庫負担の特例）

第二条 前条に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に関して行なつた伝染病予防法第二十二條の支弁及び前条の規定に基づく政令で定める市が当該災害のための予防事務に関して行なつた同法第十九條第二項に関する支弁について、同法第二十五条第一項中「二分の一」とあるのは「四分の三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（保護施設の災害復旧費に関する特例）

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉施設の災害復旧費に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の二」と、同法第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同法第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第七十五条第一項又は同法第二項の規定を適用する。

理 由

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（児童福祉施設の災害復旧費に関する特例）

第二条 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一（第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一）」とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一（母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）」とあるのは「六分の二」と、同法第五十六条の二第一

項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

（身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関する特例）

第三条 第一条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項の規定により設置された身体障害者更生援護施設の復旧に要する費用については、同法第三十七条の二第三号中「十分の五」とあるのは「三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年九月の第二号戸台風による災害によつて生じた保護施設、児童福祉施設及び身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年十月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

1 昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。)に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「貸付法」という。)によつて貸し付ける金額は、昭和三十六年度及び昭和三十七年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災

害による被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が昭和三十八年三月三十一日までに被災者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十六年度及び昭和三十七年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十八年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた者に対する貸付金の財源を確保するため、国が都道府県に貸し付ける金額の比率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年十月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む)、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち、前号に掲げる者を含むもの(保険価額)

第三条 中小企業信用保険法(以下「法」という。)第三条第一項の保険

関係であつて、災害関係保証(昭和三十七年三月三十一日までに行なわれた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた被害中小企業者に係るものについて、同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律第三条に規定する災害関係保証(以下「災害関係保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは、「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは、「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは、「災害関係保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」とする。

第四条 法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(保険料)

第五条 法第三条第一項の保険関係

であつて、災害関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月二十九日から適用する。

理由

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、再建資金に係る中小企業信用保険の填補率の引上げ及び保険料の引下げ等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年九月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通 二八六

(公営住宅法の特例)

第一条 事業主体が、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害若しくは同年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したもの又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第八

(産業労働者住宅資金融通法の特例)

第二条 住宅金融公庫は、昭和三十六年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものでより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当時居住していた産業労働者に貸し付けるための法律の施行の日から二年以内住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間(すえおき期間を含む)を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災を受けた被災者の入居すべき公営住宅及び産業労働者住宅の建設を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率等

に關して特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法案

右 国会に提出する。 昭和三十六年十二月二日 内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法 (公共土木施設災害復旧事業に關する特別措置)

第一条 昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)以下「負担法」といふ。第三条の規定により地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む)に対し国が費用の一部を負担する場合には、当該災害復旧事業費に対する国の負担率については、同法第四条第一項及び第四条の二の規定にかかわらず

ず、当該地方公共団体(地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団体)について、昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害につき、同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を、同法第四条第一項の規定による率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入(負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいふ。以下同じ)の二分の一に相当する額までの額については、十分の一

二 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九

三 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

2 前項に規定する災害に關し、負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体(港務局を含む)以下同じ)がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3 前二項の規定は、負担法の規定により算定した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

(災害関連事業に關する特別措置) 第二条 地方公共団体又はその機関が、昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、負担法第二条に規定する災害復旧事業を施行する場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三条各号に掲げる施設のうち政令で定めるものの新設又は改良に關する事業を施行するときは、他の法令の規定により国が当該新設又は改良に關する事業の事業費の三分の二以上を負担し、又は補助する場合は、他の法令の規定により国がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合にあつては、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の二とし、その事業費の三分の二を補助する。

(水防資材に關する補助) 第三条 昭和三十六年六月及び十月上旬の水害又は同年七月、八月及

十月の水害又は同年七月、八月及び九月の風水害又は同年八月の北美濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第八

び九月の水害若しくは風水害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に關する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができ、

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

理由

昭和三十六年六月及び十月月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設の災害復旧事業並びに再度災害防止のための災害関連事業を促進するため、その事業費に対する国の負担率等について特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長濱地文平君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

○濱地文平君 たいだいま議題となりました昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災に

よる被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法の適用の特例に關する法律案外七件につきまして、災害対策特別委員会における審議の経過並びに結果について申し上げます。

各案の要旨を申し述べます。
まず、農林関係二件は、被害農林漁業者等が災害融資法に基づいて貸付を受ける経営資金及び事業資金については、貸付限度額の引き上げ及び償還期限の延長を行なうとするものであり、また、被害沿岸漁業者の小型漁船の建造については、著しい損害を受けた漁業協同組合が、共同利用に供するために小型漁船を建造する場合、特別の助成措置を講じようとするものであります。

次に、昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に關する法律案は、保証保険の増補率の引き上げ及び保険料の引き下げ等の措置も講ずるものであります。次に、厚生関係三件について申し上げます。

災害を受けた地域における伝染病予防費について、伝染病予防法の特例を設けて、国の負担率を通常の二分の一から三分の二の高率に高め、都道府県及び市町村の負担を軽減し、社会福祉事業施設の災害復旧費については、通常の補助率より高め、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人等の負担を軽減しようとするものであります。また、都道府県に對する母子福祉資金国庫貸付金の貸付率を引き上げ、被災母子家庭に對する貸付金の財源を確保しようとするものであります。

次に、建設関係二件について申し上げます。

公営住宅及び産業労働者の住宅の建設については、それぞれ特例を設け、現行法より高率の補助、償還期限の延長等の措置を講ずることとし、また、公共土木施設等の災害復旧に關しては、標準稅取入を勘案して、十分の八ないし十分の十の高率の国庫負担率の引き上げを行ない、さらに、再度災害を防止するため、新設、改良等の関連事業に對しても、国の負担率または補助率を三分の二に引き上げることとしたしております。

以上申し述べました特別措置は、いづれも政令をもって指定された地域に適用することといたしております。以上が八案についての要旨の概要であります。

なお、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法の適用の特例に關する法律案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に關する法律案、昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法案、以上三案は、内閣より修正の申し出があり、去る二十日、本院において承諾するに決したものであります。

以上八案は、採決の結果、いづれも原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、天災融資法の特例、小型漁船の建造に關する特別措置法案、公営住宅法の特例、公共土木施設等の特別措置法案、社会福祉事業施設の特別措置法案の五案については、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかゝる附帯決議がそれぞれ全会一致をもって付されたのであります。これら詳細については、会議録に譲ることといたしますので、御了承願います。

委員会におきましては、各委員に、今次災害対策の樹立の重要性を考へ、終始熱心にその審議に当たられましたことを一言申し添えて、報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、以上八案のうち、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に關する特別措置法案について採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、その他の七案を一括して採決いたします。

七案の委員長の報告はいずれも可決であります。七案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、七案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○田邊國男君 日程第四及び第五はあつて、同様にされんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第四、第五はあつて、同様にいたします。

日程第六 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)
農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第六ととも、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、家畜取引法の一部を改正する法律案を追加して三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案外二案

すなわち、日程第六、中央卸売市場法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、家畜取引法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

第三条第一項第一号中「取扱品目」を「位置、面積及取扱品目」に改め、同項に次の一号を加える。

法

第七条の次に次の二条を加える。

第七条ノ二 農林大臣第一号第一項ニ掲グル物品ノ適正且円滑ナル流通ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ中央卸売市場ノ開設及整備ニ関スル計画ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間
二 中央卸売市場ヲ開設スルコトガ必要ト認メラル都市ノ名称及其ノ取扱品目ノ適正化又ハ其ノ設備ノ改善ヲ図ルコトガ必要

ト認メラル中央卸売市場ノ名称

三 取扱品目ノ設定又ハ変更ニ関スル事項

四 命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設ニ関スル事項

五 其ノ他中央卸売市場ノ開設及整備ニ関シ必要ト認メラル事項

農林大臣第一項ノ計画ヲ定メタルスルトキハ中央卸売市場審議会及関係地方公共団体ノ意見ヲ聞クベシ

農林大臣第一項ノ計画ヲ定メタルトキハ遅滞ナク之ヲ告示スベシ

前二項ノ規定ハ第一項ノ計画ノ変更ニ付之ヲ準用ス

第七条ノ三 農林大臣前条第一項ノ計画ノ適正且円滑ナル実施ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ予メ中央卸売市場審議会ノ意見ヲ聞キ当該計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設又ハ整備ニ関シ必要ナル勧告ヲ為スコトヲ得

第八条中「農林大臣ハ開設者ニ対シ命令ノ定ムル設備」を「政府ハ第七條ノ二第一項ノ計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設者ガ当該計画ニ基キ同項第四号ノ命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ヲ為スコトキハ当該地方公共団体又ハ開設者ニ対シ当該新設、増設又ハ改設に改める。

第九条を次のように改める。

第九條 削除

第十條ノ三第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十八条第一項ノ規定ニ依リ同項第三号ノ許可ノ取消ヲ受ケタル法人ノ其ノ処分ヲ受ケル原因トナリタル事項ノ発生シタル当時現ニ其ノ法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員トシテ在任シタル者(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)又ハ同項ノ規定ニ依リ同項第四号ノ解任ノ命令ヲ受ケタル法人ノ当該命令ニ依リ解任セラレベキモノトセラレタル者ニシテ此等ノ処分ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

第十條ノ五の次に次の一条を加える。

第十條ノ五ノ二 第十條ノ許可ニハ条件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ条件ハ中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノニ限ルモノトシ且当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ課スルモノナルコトヲ得ズ

第十條ノ六第一項中「又ハ第四号」を「、第四号又ハ第五号」に改める。

第十四條中「「卸売」の下に「又ハ入札」を加え、「業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合」を「災害ノ発生其ノ他命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第一項ニ掲グル物品ニシ

テ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下特定物品ト謂フ)又ハ同条第三項ノ規定スル其ノ他ノ日用品ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法ニ依リ場合」に改め、同条に次の二項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依リ同項本文ノ規定スル方法及同項但書ノ規定スル他ノ方法及双方ニ依ルベキ旨又ハ同項但書ノ規定スル他ノ方法及二以上ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ方法ヲ異ニスル売買毎ニ分セラルルコトトナルベキ措置ヲ定ムルコトヲ要ス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付第一項但書ノ規定ニ依リ同項但書ニ規定スル他ノ方法ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依リ売買ノ場合ニ使用セララルル当該特定物品ノ品位ヲ表ス取引上ノ呼称並ニ其ノ品位ノ格付ニ関スル基準及実施方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第十四條の次に次の一条を加える。

第十四條ノ二 第十條ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業務(以下本条ニ於テ兼業業務ト謂フ)ヲ営マムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農

林大臣ニ届出ツベシ其ノ兼業業務ヲ追加セムトスルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ為シタル者ハ其ノ兼業業務ノ全部ヲ廃止シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第十五條ノ二第一項中「之ニ其キテ為ス行為」の下に「並ニ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ト当該中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者(以下本項ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ト謂フ)ト間ニ於テ過度ノ競争ニ因リ弊害ヲ防止シ当該中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ナル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者ト間ニ於テ為ス合併又ハ営業ノ譲受(他市場卸売業者ガ合併後存続シ又ハ営業ヲ譲受クル場合ヲ除ク)を加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「当該中央卸売市場ニ於テ」を加える。

第十七條第二項中「其ノ業務」を「其ノ者ノ業務」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第十八条第一項に次の一号を加える

四 卸売ノ業務ヲ為ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニシテ当該違反行為又ハ当該公益ヲ害スルノ虞アリト認めラルル行為ヲ為シタルモノノ解任ノ命令

第十八条第二項に後段として次のように加える

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分ニ付テハ第十号ノ八中「相手方」トアルハ「相手方及当該処分ニ於テ解任セラルベキモノトセラルル者」ト、「其ノ者」トアルハ「此等ノ者」ト読ミ替フルモノトス

第二十三条の次に次の二条を加える

第二十三条ノ二 農林大臣ハ指定区域ノ周辺ノ地域ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ於テ当該指定区域ニ係ル中央卸売市場ノ取扱品目ニ係ル物品ノ卸売ヲ為ス為開設セラルル市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ユルモノ(以下本条ニ於テ周辺地市場ト謂フ)ニ於ル業務ガ当該物品ノ流通ニ付当該中央卸売市場ニ於ル業務ト密接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要アリト認めラルルハ当該周辺地市場ノ開設者又ハ当該周辺地市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ニ関シ当該物品ノ円滑ナル流通ヲ図ル為必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ為スコトヲ得

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案外二案

ル改善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ三 農林省ニ中央卸売市場審議会(以下審議会ト謂フ)ヲ置ク

審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ処理スルノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ施行ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ前項ニ規定スル事項ニ関シ農林大臣ニ意見ヲ述ブルコトヲ得

審議会ハ委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ第二項ニ規定スル事項ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

本法ニ定ムルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五条第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号中「第十八条第一項第三号」の下に「又ハ第四号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場における売買の方法その他業務規程をもつて定めるべき事項については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに次項の申請に対し同項の認可を受けた中央卸売市場にあつては、その認可に係る業務規程の変更の効力が発生する日)までは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者は、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法の規定に適合するように必要な業務規程の変更につき同法第四条の認可の申請をしなければならぬ。

4 この法律の施行の際現に中央卸売市場法第十条の許可を受け中央卸売市場において卸売の業務を行なつてゐる者でこの法律の施行の際現に当該卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」といふ)を営んでゐるものについては、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までは、当該兼業業務について、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定は、適用しない。

5 前項に規定する者で同項に規定する日後においても当該兼業業務を引き続き営もうとするものは、その日までに、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定による届出をしなければならぬ。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を改正する法律(昭和三十三年)を「四年」に改める。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案外二案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(小字及び一は修正)

家畜取引法の一部を改正する法律

家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条―第十八条」を「第十二条―第十八条の二」に、

「産地家畜市場の再編整備(第十九条―第二十六条)」を「地域家畜市場の再編整備(第十九条―第二十六条の二)」に改める。

第一条中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

4 この法律において「地域家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において生産される家畜についての家畜取引のために開設されるものをいう。

第十五条ただし書を次のように改める。
ただし、一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状態からみて著しく過多と認められる場合、特殊な畜産を有する家畜の売買を行なう場合その他せり売り又は入札の方法によることが著しく困難又は不相当と認められる場合において、これらの各場合につき、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によるときは、この限りでない。

況からみて著しく過多と認められる場合、特殊な畜産を有する家畜の売買を行なう場合その他せり売り又は入札の方法によることが著しく困難又は不相当と認められる場合において、これらの各場合に

つき、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によるときは、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。
2 前項ただし書の許可には、条件を附することができる。

3 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第十八条の次に次の一条を加える。
第十八条の二 都道府県知事は、家畜取引を業とする者が第十五条第一項の規定に違反したときは、その者が違反行為をした家畜市場における家畜取引の業務の停止を命ずることができる。

第十九条第一項中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條及び第二十六條中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(国及び都道府県の援助)
第二十六條の二 国及び都道府県は、市場再編整備計画の円滑な実施を確保するため、市場再編整備計画に係る地域家畜市場の開設者に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。
第二十七條の次に次の一条を加える。
(家畜市場の開場日等における市場外取引の制限)
第二十七條の二 家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日(開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日)には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少数限度のものにつき、しなければならぬ。
3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。
4 都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。
第二十八條中「前条第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
第三十三條第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第三十五條中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第十八條の二の規定による業務の停止命令に違反した者
三 第二十七條の二第一項の規定に違反した者
附則第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。
5 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状況からみて著しく過多と認められる場合においては、第十五條の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。
6 前項の許可には、条件を附することができる。
7 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。
第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條及び第二十六條中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(国及び都道府県の援助)
第二十六條の二 国及び都道府県は、市場再編整備計画の円滑な実施を確保するため、市場再編整備計画に係る地域家畜市場の開設者に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。
第二十七條の次に次の一条を加える。
(家畜市場の開場日等における市場外取引の制限)
第二十七條の二 家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日(開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日)には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少数限度のものにつき、しなければならぬ。
3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。
4 都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。
第二十八條中「前条第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
第三十三條第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第三十五條中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第十八條の二の規定による業務の停止命令に違反した者
三 第二十七條の二第一項の規定に違反した者
附則第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。
5 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状況からみて著しく過多と認められる場合においては、第十五條の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。
6 前項の許可には、条件を附することができる。
7 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。
第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條及び第二十六條中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(国及び都道府県の援助)
第二十六條の二 国及び都道府県は、市場再編整備計画の円滑な実施を確保するため、市場再編整備計画に係る地域家畜市場の開設者に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。
第二十七條の次に次の一条を加える。
(家畜市場の開場日等における市場外取引の制限)
第二十七條の二 家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日(開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日)には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少数限度のものにつき、しなければならぬ。
3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。
4 都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。
第二十八條中「前条第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
第三十三條第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。
第三十五條中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第十八條の二の規定による業務の停止命令に違反した者
三 第二十七條の二第一項の規定に違反した者
附則第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。
5 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状況からみて著しく過多と認められる場合においては、第十五條の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。
6 前項の許可には、条件を附することができる。
7 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

て政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の第十九条第一項の規定によつてした市場再編整備地域の指定は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事田口長治郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 たいだいま議題となりました中央卸売市場法の一部を改正する法律案外二件につきまして、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

これらの三案は、前国会においていずれも審議未了となつたものであります。まず、内閣提出、中央卸売市場法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中央卸売市場は、生鮮食品品の価格形成と流通の機能を介しまして、生産者の所得の向上と消費者の利益の増進に寄与して参つたのであります。これらの機能をさらに拡充強化することにも、卸売業者及び中央卸売市場の業務の内容等を改善しようとして、本案が提出されたものであります。主要な改正点は次の五点であります。

すなわち、その第一点は、農林大臣は、中央卸売市場を設置することが必

要であると認められる都市につきまして、中央卸売市場の開設を促進すること、及び、既設の中央卸売市場につきましてはその施設の整備拡充をはかること等を勧告することができるようにすること、第二点は、中央卸売市場の卸売業者については、卸売業務以外の兼業業務の内容を政府に届け出せしめること、第三点は、中央卸売市場の卸売業者と類似市場の卸売業者との間の合併等についても、独禁法の適用除外とすること、第四点として、農林大臣は、地方卸売市場の施設及び業務方法等の改善についても、その開設者または卸売業者に勧告できるようにすること、第五点は、農林大臣の諮問機関として、委員五人以内で組織する中央卸売市場審議会を設置することであり

ます。委員会は、十月四日提案理由の説明を、また十九日には補足説明を聴取し、二十日には、早朝から、築地中央卸売市場の現地調査を行なうことも、委員会へ参考人の出席を求め、意見を聴取する等、慎重審議を行ない、二十四日、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案には数点の附帯決議が付されたことを申し添えておきます。次に、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

農業災害補償法に基づき農作物共済にかかると掛金標準率は、当分の間三年

ごとにこれを改定する建前となつており、本年はちょうどその改定期に当たつておりますが、政府は、現在農業災害補償制度の抜本的改定を準備中であります。本国会に別途その関係法案が提出されております関係上、この際、現行法の規定による改定は一年延期して、本年はこれを行なわないことにしようとして、本案が提出せられたものであります。

本案は、去る九月二十五日提出され、十月四日政府から提案理由の説明を聴取し、二十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、参議院送付、家畜取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国の畜産業は、今後ますますその発展が見込まれているのであります。が、家畜取引の実態を見ますに、家畜市場における売買の方法は適切を欠き、また産地家畜市場の再編整備が十分でない面が随所に見受けられます。この際、これらの諸点について改善を加えるため、本案が提出せられたのであります。

そのおもなる内容は、

第一に、家畜市場の再編整備の対象を、産地の家畜市場から集散地の家畜市場に拡大して、これを地域家畜市場とするに、都道府県知事は、特に整備の必要があると認められる地域家畜市場の開設者に対し、再編整備を行なうよう勧告することができるようになることとあります。

第二に、家畜市場における家畜の売買方法は、せり売りまたは入札を原則としておりますが、市場整備の状況によりこれらの方法がとれないときは、これに近い他の方法によることができるとし、また、この法律に違反して家畜市場で家畜の売買を行なつた者に対しては、都道府県知事はその業務停止を命ずることができるようになることとあります。

第三に、家畜取引業者は、家畜市場の開場日及びその前後の日に、家畜市場周辺の一定の場所を原則として家畜取引を行なうことはできないことにすることとあります。

右の政府案に対しまして、参議院では、家畜市場における家畜取引の売買方法が、市場整備の状況により、せり売りまたは入札ができないときは、これに近い他の方法によることとすることができる改正部分は、家畜の公正取引を期する本法の基本精神より逸脱するおそれがあるので、取引頭数が過多であつて、せり売りまたは入札によりがたく、他の売買方法による場合でも、それは暫定的に認めるべきであるとの趣旨によりまして、当該規定を本則から附則に移す修正を十月十七日に行なつて、本院に送付して参つたのであります。

農林水産委員会におきましては、政府案について、予備審査のため、十月十二日政府から提案理由の説明を聞き、さらに十九日参議院送付案につい

て政府から補足説明を聴取し、二十五日、質疑、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて参議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第七とともに、内閣提出、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律の一

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を追加して四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第七、建設省設置法の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十八日

參議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 建設省の所管行政に係る建設事業に關する総合計画及び長期計画に關する調査及び立案に關する事務を行なうこと。
第三条第十八号の二の次に次の一号を加える。
十八の三 宅地造成に關する調査及び指導を行なうこと。

第三条第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に關する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。
二十九の二 地盤工学に關する研修生(外国人研修生を含む)の研修を行なうこと。

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「計画局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十八号の二」を「第二十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に、「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設工事用機械に係る技術検定に關するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に關する事務」を「に

規定する事務」に、「關するもの、」を「關するもの並びに」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に關する試験及び研究の助成に關するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 計画局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に關する事務、同条第二十五号に規定する事務(建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に關する事務を除く)並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に關する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に關するもの(附屬機關の所掌に屬するものを除く)並びに建設技術に關する試験及び研究の助成に關するものをつかさどる。
第八条第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。
第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、「指導に關するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。
第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に關する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。
第十条第一項の表中中央建設業審議會の項中「昭和二十四年法律第百号」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「、用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとし」を加え、「総務部」を「用地部」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十条の三第一項を次のように改める。
次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内、第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二年以内の期間、採用の日から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。
一 科学技術に關する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定められるもの。月額二千五百円
二 前号の官職以外の官職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が認められるもので人事院規則で定められるもの。月額千円
第十二条第二項ただし書中「六百円」を「七百五十円」に、「二百円」を「二百五十円」に改め、同条第三項中「二百円」を「二百五十円」に改める。
第十八条の次に次の一条を加える。
(端数計算)
第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までに規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百分の二十五の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。
第十九条中「前四条」を「第十五条から第十八条まで」に改める。
第十九条の四第二項中「百分の七十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。
第二十二条第一項中「四千七百円」を「四千九百円」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

昭和三十六年九月二十六日
内閣総理大臣 池田 勇人

國會に提出する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900	61,100	41,500	28,000	20,800	16,200	13,200	9,100
2	87,000	64,300	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	90,200	67,500	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	93,400	70,600	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	96,600	73,700	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	99,800	76,800	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	103,000	79,900	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	106,200	83,000	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	109,400	86,100	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10		88,500	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11		90,400	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12		91,900	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13		93,400	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14			71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15				51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16				53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17				54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18				56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19				57,100	41,800	35,000		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	22,200	16,200	13,300	9,300	7,600
2	23,300	17,200	14,300	9,900	8,000
3	24,400	18,200	15,300	10,500	8,400
4	25,500	19,200	16,200	11,100	8,800
5	26,600	20,200	17,100	11,700	9,300
6	27,700	21,200	18,000	12,500	9,800
7	28,800	22,200	18,900	13,300	10,300
8	29,900	23,100	19,700	14,100	10,800
9	30,900	24,000	20,500	15,000	11,500
10	31,900	24,900	21,200	15,900	12,200
11	32,900	25,800	21,900	16,600	12,900
12	33,800	26,700	22,600	17,200	13,500
13	34,700	27,600	23,200	17,800	14,100
14	35,600	28,400	23,800	18,300	14,600
15	36,500	29,200	24,400	18,800	15,100
16	37,400	29,900	25,000	19,300	15,600
17	38,300	30,500	25,500	19,800	16,100
18	39,100	31,100	26,000	20,300	16,600
19	39,900	31,700	26,500	20,800	17,100
20	40,700	32,300	27,000	21,300	17,600
21	41,400	32,800	27,500	21,800	18,100
22	42,100	33,300	28,000	22,300	18,600
23	42,800	33,800	28,400	22,800	19,100
24	43,500	34,300	28,800	23,300	19,600
25	44,100	34,800	29,200	23,700	20,100
26	44,700	35,300	29,600	24,100	20,600
27	45,300	35,800	30,000	24,500	21,100
28	45,800	36,300	30,400	24,900	21,600
29	46,300	36,800	30,800	25,300	22,000
30				25,700	22,400
31					22,800
32					23,200
33					23,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,100
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,600
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,100
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	11,600
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
7	65,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	16,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	17,700
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	18,600
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	19,500
14			53,200	40,900	33,700	29,000	20,200
15			54,700	41,800	34,500	29,700	20,800
16			56,000	42,500	35,300	30,400	21,400
17			57,100	43,200	36,000	31,000	
18					36,700	31,600	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	20,900	15,200	12,200	10,800
2	53,600	43,900	32,800	22,200	16,300	13,200	11,200
3	56,200	46,300	34,400	23,600	17,400	14,200	11,600
4	58,700	48,700	36,000	25,000	18,500	15,200	12,200
5	61,200	51,100	37,600	26,400	19,700	16,300	13,200
6	63,700	53,600	39,200	27,800	20,900	17,400	14,200
7	65,700	55,700	40,800	29,200	22,100	18,500	15,200
8	67,700	57,300	42,600	30,600	23,300	19,600	16,300
9	69,500	58,900	44,400	32,200	24,500	20,700	17,400
10	71,000	60,200	46,200	33,800	25,700	21,800	18,500
11		61,500	48,000	35,400	26,900	22,900	19,600
12		62,800	49,800	37,000	28,100	24,000	20,700
13		64,100	51,600	38,600	29,400	25,200	21,800
14			53,200	39,900	30,600	26,400	22,900
15			54,700	40,800	31,800	27,600	24,000
16			56,000	41,700	33,000	28,800	25,200
17			57,100	42,400	34,000	30,000	26,400
18				43,100	35,000	31,200	27,500
19				43,800	36,000	32,200	28,600
20				44,500	37,000	33,200	29,600
21				45,200	38,000	34,100	30,600
22					38,800	34,900	31,500
23					39,600	35,700	32,400
24					40,300	36,500	33,100
25					41,000	37,200	33,800
26					41,700	37,900	34,500
27						38,600	35,200
28						39,300	35,900
29							36,400
30							37,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	41,500	31,200	23,600	18,400	15,200	10,400	8,500
2	53,600	43,900	32,800	25,000	19,600	16,200	10,900	8,900
3	56,200	46,300	34,400	26,400	20,800	17,200	11,400	9,400
4	58,700	48,700	36,000	27,800	22,000	18,300	12,200	9,900
5	61,200	51,100	37,600	29,200	23,200	19,400	13,000	10,400
6	63,700	53,600	39,200	30,600	24,400	20,500	14,000	10,900
7	65,700	55,700	40,800	32,000	25,600	21,600	15,000	11,400
8	67,700	57,300	42,600	33,400	26,800	22,700	16,000	11,900
9	69,500	58,900	44,400	34,800	28,000	23,800	17,000	12,800
10	71,000	60,200	46,200	36,200	29,300	24,900	18,000	13,800
11		61,500	48,000	37,700	30,700	26,000	19,000	14,800
12		62,800	49,800	38,900	32,100	27,100	20,000	15,800
13		64,100	51,600	40,000	32,900	28,100	21,000	16,800
14			53,200	40,900	33,700	29,000	22,000	17,800
15			54,700	41,800	34,500	29,700	23,000	18,600
16			56,000	42,500	35,300	30,400	23,900	19,300
17			57,100	43,200	36,000	31,100	24,600	20,000
18					36,700	31,800	25,300	20,700
19					37,400	32,500	26,000	21,400
20					38,100	33,100	26,700	22,100
21						33,700	27,400	22,700
22						34,300	28,100	23,300
23							28,700	23,900
24							29,300	24,500
25							29,900	25,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	44,100	30,900	23,000	16,500	10,900
2	46,700	32,800	24,500	17,800	11,300
3	49,300	34,700	26,100	19,100	12,000
4	51,900	36,600	27,700	20,400	12,900
5	54,500	38,500	29,300	21,700	14,100
6	57,100	40,400	30,900	23,000	15,300
7	59,600	42,300	32,500	24,300	16,500
8	62,100	44,100	34,100	25,600	17,600
9	64,600	45,900	35,700	26,900	18,700
10	67,100	47,700	37,300	28,200	19,800
11	69,200	49,500	38,900	29,500	20,900
12	70,800	51,300	40,500	30,800	22,000
13	72,300	53,100	41,700	31,900	22,900
14	73,600	54,700	42,900	33,000	23,800
15	74,900	56,000	43,900	33,900	24,700
16	76,200	57,300	44,900	34,800	25,600
17	77,500	58,400	45,800	35,700	26,500
18			46,700	36,500	27,400
19				37,300	28,100
20				38,100	28,800
21					29,500
22					30,100
23					30,700
24					31,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	23,000	17,100	12,200	8,600
2	24,300	18,200	13,100	9,100
3	25,600	19,400	14,100	9,600
4	26,900	20,600	15,100	10,200
5	28,200	21,800	16,100	10,800
6	29,500	23,000	17,100	11,400
7	30,800	24,200	18,200	12,200
8	32,100	25,400	19,300	13,000
9	33,400	26,600	20,400	13,800
10	34,600	27,800	21,500	14,700
11	35,700	29,000	22,600	15,700
12	36,700	30,200	23,700	16,700
13	37,700	31,200	24,500	17,700
14	38,700	32,200	25,300	18,700
15	39,700	33,100	26,100	19,700
16	40,700	34,000	26,900	20,500
17	41,700	34,800	27,700	21,200
18	42,700	35,500	28,500	21,800
19	43,600	36,200	29,200	22,400
20	44,500	36,900	29,900	23,000
21	45,400	37,500	30,600	23,600
22	46,300	38,100	31,300	24,200
23	47,200	38,700	31,900	24,800
24	48,000	39,300	32,500	25,400
25	48,800	39,900	33,100	26,000
26	49,600		33,700	26,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,900	41,100	27,800	22,500	14,700	10,700
2	87,000	43,700	29,700	24,100	15,900	11,400
3	90,200	46,300	31,600	25,700	17,100	12,300
4	93,400	48,900	33,500	27,300	18,300	13,200
5	96,600	51,500	35,400	28,900	19,600	14,200
6	99,800	54,100	37,300	30,500	20,900	15,300
7	103,000	56,700	39,200	32,100	22,200	16,400
8	106,200	59,300	41,100	33,700	23,500	17,500
9	109,400	61,900	43,000	35,300	24,800	18,700
10		64,500	44,900	36,900	26,100	19,900
11		67,100	46,800	38,500	27,500	21,200
12		69,700	48,700	40,100	28,900	22,500
13		72,300	50,600	41,700	30,300	23,800
14		74,900	52,500	43,300	31,700	25,100
15		77,500	54,400	44,900	32,900	26,300
16		79,600	56,300	46,500	34,100	27,500
17		81,700	58,200	48,100	35,300	28,600
18		83,800	59,900	49,700	36,400	29,700
19		85,800	61,500	51,300	37,500	30,800
20		87,800	63,100	52,900	38,600	31,800
21		89,700	64,500	54,400	39,700	32,800
22		91,600	65,900	55,900	40,800	33,800
23		93,400	67,100	57,300	41,800	34,700
24			68,300	58,600	42,800	35,600
25				59,900	43,700	36,400
26				61,100	44,600	37,200
27				62,200	45,500	38,000
28				63,200	46,400	

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	34,500	14,700	9,900
2	36,200	15,700	10,300
3	37,900	16,700	10,700
4	39,600	17,800	11,400
5	41,300	18,900	12,200
6	43,000	20,000	13,100
7	45,000	21,300	14,100
8	47,000	22,600	15,200
9	49,000	23,900	16,300
10	51,000	25,200	17,400
11	53,000	26,500	18,500
12	55,000	27,800	19,700
13	57,000	29,100	20,900
14	59,000	30,400	22,100
15	61,000	31,700	23,300
16	63,000	33,100	24,500
17	65,000	34,500	25,600
18	66,700	35,900	26,700
19	68,300	37,300	27,800
20	69,700	38,700	28,900
21	71,100	40,100	30,000
22	72,300	41,500	31,000
23	73,500	43,200	31,900
24		44,900	32,700
25		46,600	33,500
26		48,300	34,300
27		50,100	34,900
28		51,900	35,500
29		53,700	36,100
30		55,500	36,700
31		56,800	37,300
32		58,100	
33		59,400	
34		60,500	
35		61,600	
36		62,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

ハ 教育職俸給表(三)

号	職務の等級		
	1 等 級	2 等 級	3 等 級
俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,100 ^円	11,400 ^円	9,900 ^円
2	28,400	12,500	10,300
3	29,700	13,600	10,700
4	31,100	14,700	11,400
5	32,500	15,600	12,200
6	33,900	16,500	13,100
7	35,300	17,500	14,000
8	36,700	18,500	15,000
9	38,100	19,500	16,000
10	39,800	20,700	17,000
11	41,500	21,900	18,000
12	43,200	23,200	19,000
13	44,900	24,500	20,000
14	46,600	25,800	21,100
15	48,300	27,100	22,200
16	50,100	28,400	23,300
17	51,900	29,700	24,400
18	53,700	31,000	25,200
19	55,500	32,300	26,000
20	56,800	33,600	26,800
21	58,100	34,900	27,600
22	59,400	36,200	28,300
23	60,500	37,500	29,000
24	61,600	38,700	29,700
25	62,700	39,900	30,300
26	63,600	41,100	
27	64,500	42,300	
28		43,500	
29		44,700	
30		45,900	
31		47,000	
32		48,100	
33		49,200	
34		50,200	
35		51,200	
36		52,100	
37		52,900	
38		53,700	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	83,900	37,900	22,900	13,500	10,700	9,100
2	87,000	39,800	24,400	14,600	11,500	9,500
3	90,200	41,700	25,900	15,800	12,500	9,900
4	93,400	43,600	27,400	17,000	13,500	10,300
5	96,600	45,500	28,900	18,300	14,600	10,700
6	99,800	47,400	30,400	19,600	15,700	11,500
7	103,000	49,700	31,900	20,900	16,900	12,500
8	106,200	52,000	33,400	22,200	18,100	13,500
9	109,400	55,100	34,900	23,500	19,300	14,500
10		58,200	36,400	24,800	20,500	15,500
11		61,300	37,900	26,200	21,700	16,500
12		64,400	39,400	27,600	22,900	17,500
13		67,500	40,900	29,000	24,100	18,400
14		70,600	42,400	30,400	25,400	19,200
15		73,700	43,900	31,800	26,700	19,800
16		76,800	45,400	33,200	28,000	20,400
17		79,400	46,900	34,600	29,300	21,000
18		82,000	48,400	36,000	30,600	21,600
19		83,900	49,800	37,400	31,600	
20		85,500	51,200	38,800	32,600	
21		87,000	52,600	40,200	33,600	
22		88,500	54,000	41,600	34,600	
23			55,200	42,800	35,600	
24			56,400	44,000	36,500	
25			57,600	45,200	37,300	
26			58,600	46,200	38,100	
27			59,600	47,100	38,900	
28				48,000	39,600	
29				48,900	40,300	
30				49,700		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 級 等	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	83,900	55,600	39,200	27,800	17,100
2	87,000	58,100	41,500	29,700	18,300
3	90,200	60,600	43,800	31,600	19,600
4	93,400	63,100	46,100	33,500	20,900
5	96,600	65,600	48,400	35,400	22,500
6	99,800	68,100	50,800	37,300	24,100
7	103,000	70,600	53,200	39,200	25,700
8	106,200	73,100	55,600	41,100	27,300
9	109,400	75,600	58,000	43,000	28,900
10		78,100	60,400	44,900	30,500
11		80,100	62,800	46,800	32,100
12		82,100	65,200	48,700	33,700
13		83,800	66,900	50,600	35,300
14		85,500	68,600	52,500	36,900
15		87,000	70,100	54,400	38,500
16		88,500	71,600	55,900	40,100
17			73,000	57,400	41,700
18			74,300	58,700	43,300
19			75,600	60,000	44,900
20				61,300	46,500
21				62,500	47,900
22				63,600	49,300
23				64,700	50,600
24					51,800
25					52,800
26					53,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	職務の等級					
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	45,200	32,300	18,100	13,200	10,700	9,500
2	47,800	34,200	19,500	14,100	11,400	9,900
3	50,400	36,100	20,900	15,100	12,300	10,300
4	53,000	38,000	22,300	16,100	13,200	10,700
5	55,700	39,800	23,700	17,100	14,100	11,400
6	58,400	41,600	25,100	18,100	15,100	12,300
7	61,000	43,400	26,500	19,300	16,100	13,200
8	63,000	45,200	27,900	20,500	17,100	14,100
9	65,000	47,000	29,300	21,700	18,100	14,800
10	66,600	48,800	30,700	22,900	19,100	15,400
11	68,200	50,500	32,100	24,100	20,100	16,000
12	69,700	51,900	33,500	25,300	21,200	16,600
13	71,000	53,200	34,900	26,500	22,300	17,100
14		54,300	36,300	27,700	23,400	
15		55,400	37,500	28,900	24,500	
16		56,500	38,600	30,000	25,500	
17			39,700	31,000	26,400	
18			40,600	31,800	27,300	
19			41,500	32,600	27,900	
20			42,300	33,400	28,500	
21			43,100	34,200	29,100	
22				35,000	29,700	
23				35,700	30,300	
24				36,400		
25				37,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	職務の等級			
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	24,500	18,200	12,500	9,900
2	25,900	19,400	13,400	10,500
3	27,300	20,600	14,300	11,100
4	28,700	21,900	15,200	11,700
5	30,100	23,200	16,200	12,500
6	31,500	24,500	17,200	13,300
7	32,900	25,800	18,200	14,200
8	34,300	27,100	19,200	15,100
9	35,700	28,400	20,200	16,000
10	37,000	29,700	21,200	16,900
11	38,300	31,000	22,200	17,800
12	39,600	32,300	23,200	18,500
13	40,900	33,400	24,100	19,200
14	42,200	34,500	24,900	19,900
15	43,400	35,300	25,700	20,500
16	44,600	36,100	26,400	21,000
17	45,800	36,800	27,100	21,500
18	46,700	37,500	27,700	22,000
19	47,600	38,200	28,300	22,500
20	48,500	38,900	28,900	
21	49,300	39,600	29,500	
22	50,100	40,300		
23	50,900	40,900		
24	51,700	41,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第十条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の一般職の職員の給与に關する法律(以下「法」という。)

の規定により行政職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、タイプストその他の書記的業務に類似する業務に従事する職員で人事院が定めるもの(以下「タイプスト等」という。)

については、切替日以降行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に對する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。)

の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が附則別表第二に掲げられてゐる場合においてはその号俸に對する同表に掲げる号俸とし、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場

合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。

3 切替日の前日において改正前の法の規定により研究職俸給表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に對する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。)

の切替日における号俸は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸に對する附則別表第四に掲げる号俸とする。

4 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員(以下「タイプスト等」という。)

の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

5 前三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員で人事院が定めるものに對する切替日以降における最初の法の規定第六項及び第八項の規定の適用については、人事院が定める期間を前三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に推算する。

教育職俸給表(二)の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第五十号)附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに對

するこの法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)

6 以降における最初の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、同條第六項中「十二月」とあるのは「五月」と、同條第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。

昭和三十三年三月三十一日において一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号。以下第十四項及び第十五項において「昭和三十三年改正法」という。)

7 昭和三十三年三月三十一日において一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号。以下第十四項及び第十五項において「昭和三十三年改正法」という。)

による改正前の法の規定による高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職俸給表(一)又は教育職俸給表(二)の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日まで

の間に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により学士と稱することができ者又は学位を授与された者(以下この項において「学士等」という。)となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の法第八條第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同條第六項又は第八項に規定する期間(以下この項において「昇給期間」という。)を短縮することができる。た

だし、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百三十七号)附則第七項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十三年四月一日以後学士等となつたことによりその号俸を一号俸以上上位の号俸に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事院の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわぬ。

8 切替日以後施行日の前日までの間に於いて、改正前の法の規定により新たに行政職俸給表(一)の適用を受けるタイプスト等となつた者については、当該タイプスト等となつた日以降行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者並びに切替日以後施行日の前日までの間に於いて、改正前の法の規定により、行政職俸給表(一)の適用を受けるタイプスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの、新たに研究職俸給表の適用を受ける職員となつた者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額について異動のあつたもの、改正後の法の規定による当該適用又は異動の日

における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

9 切替日以後施行日の前日までの間に於いて、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

昭和三十三年十月一日以後切替日の前日までの間に於いて職務の等級を異にして異動した職員(切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間(附則第五項の規定により推算されることとなる期間を含む。))については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下

おける職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

10 昭和三十三年十月一日以後切替日の前日までの間に於いて職務の等級を異にして異動した職員(切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間(附則第五項の規定により推算されることとなる期間を含む。))については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下

おける職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

おける職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

おける職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

この項において「基準額」といふ。に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

12 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表(一)の適用を受けるタイプリスト等となつた者及び行政職俸給表(二)の適用を受けるタイプリスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動があつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準

額」といふ。）に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

13 前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額との合計額」とする。

14 切替日以後施行日の前日までの間、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に対応する昭和三十三年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定は、その者（同法附則第二十

の規定による暫定手当の月額が、改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に対応するこれらの規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」といふ。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十三年改正法附則第二十一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

15 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における昭和三十三年改正法附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者（同法附則第二十

一項又は附則第二十三項の規定の適用を受ける者を除く。）の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額が施行日の前日における旧暫定手当月額（施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を同法附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額に加算した額とする。

16 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

17 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、人事院規則で定める。（給与の内払）

18 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

19 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
附則第十七項第一号中「行政職俸給表(一)の下に」及び「研究職俸給表」を加える。

附則別表第一 附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員
の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する行政職俸給表(二)の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1 等	6 等
2 等	6 等
3 等	7 等
4 等	8 等
5 等	8 等

附則別表第二 附則第二項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなる職員
の号俸の切替表

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号	6 号
2 号	7 号

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号	1 号
2 号	2 号

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号	1 号
2 号	2 号

ハ、切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

3	号	俸	3	号	俸
4	号	俸	4	号	俸
5	号	俸	5	号	俸
6	号	俸	6	号	俸
7	号	俸	7	号	俸
8	号	俸	8	号	俸
9	号	俸	9	号	俸
10	号	俸	10	号	俸
11	号	俸	11	号	俸
12	号	俸	12	号	俸
13	号	俸	13	号	俸
14	号	俸	14	号	俸
15	号	俸	15	号	俸
16	号	俸	16	号	俸
17	号	俸	17	号	俸
18	号	俸	18	号	俸
19	号	俸	19	号	俸
20	号	俸	20	号	俸
21	号	俸	21	号	俸
22	号	俸	22	号	俸
23	号	俸	23	号	俸
24	号	俸	24	号	俸
25	号	俸	25	号	俸
26	号	俸	26	号	俸

ハ、切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

1	号	俸	1	号	俸
2	号	俸	2	号	俸
3	号	俸	3	号	俸
4	号	俸	4	号	俸
5	号	俸	5	号	俸
6	号	俸	6	号	俸
7	号	俸	7	号	俸
8	号	俸	8	号	俸
9	号	俸	9	号	俸
10	号	俸	10	号	俸
11	号	俸	11	号	俸

ニ、切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

12	号	俸	10	号	俸
13	号	俸	10	号	俸
14	号	俸	11	号	俸
15	号	俸	12	号	俸
16	号	俸	12	号	俸
17	号	俸	13	号	俸
18	号	俸	13	号	俸
19	号	俸	14	号	俸
20	号	俸	14	号	俸
21	号	俸	15	号	俸
22	号	俸	16	号	俸
23	号	俸	16	号	俸
24	号	俸	17	号	俸
25	号	俸	18	号	俸
26	号	俸	18	号	俸

ニ、切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

1	号	俸	1	号	俸
2	号	俸	2	号	俸
3	号	俸	3	号	俸
4	号	俸	4	号	俸
5	号	俸	6	号	俸
6	号	俸	7	号	俸
7	号	俸	8	号	俸
8	号	俸	9	号	俸
9	号	俸	10	号	俸
10	号	俸	11	号	俸
11	号	俸	12	号	俸
12	号	俸	12	号	俸
13	号	俸	13	号	俸
14	号	俸	14	号	俸
15	号	俸	15	号	俸
16	号	俸	15	号	俸
17	号	俸	16	号	俸
18	号	俸	17	号	俸
19	号	俸	18	号	俸

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 における号俸
5 号 俸	1 号 俸
6 号 俸	2 号 俸
7 号 俸	3 号 俸
8 号 俸	4 号 俸
9 号 俸	5 号 俸
10 号 俸	6 号 俸
11 号 俸	7 号 俸
12 号 俸	8 号 俸
13 号 俸	9 号 俸
14 号 俸	10 号 俸
15 号 俸	10 号 俸
16 号 俸	11 号 俸
17 号 俸	11 号 俸
18 号 俸	12 号 俸
19 号 俸	12 号 俸
20 号 俸	13 号 俸
21 号 俸	14 号 俸
22 号 俸	15 号 俸
23 号 俸	15 号 俸
24 号 俸	16 号 俸
25 号 俸	17 号 俸
26 号 俸	18 号 俸

附則別表第三 研究職俸給表の適用を受ける職員の仕事の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切 替 日 における職務の等級
1 等 俸	1 等 俸
2 等 俸	2 等 俸
3 等 俸	2 等 俸
4 等 俸	3 等 俸
5 等 俸	4 等 俸
6 等 俸	5 等 俸
7 等 俸	6 等 俸

附則別表第四 研究職俸給表の適用を受ける職員の仕事の等級の切替表

イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 における号俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	5 号 俸
6 号 俸	6 号 俸
7 号 俸	7 号 俸
8 号 俸	8 号 俸

ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 における号俸
1 号 俸	8 号 俸
2 号 俸	9 号 俸
3 号 俸	10 号 俸
4 号 俸	11 号 俸
5 号 俸	12 号 俸
6 号 俸	13 号 俸
7 号 俸	14 号 俸
8 号 俸	15 号 俸
9 号 俸	16 号 俸
10 号 俸	17 号 俸
11 号 俸	18 号 俸
12 号 俸	19 号 俸
13 号 俸	20 号 俸
14 号 俸	21 号 俸

ハ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切 替 日 における号俸
1 号 俸	1 号 俸
2 号 俸	2 号 俸
3 号 俸	3 号 俸
4 号 俸	4 号 俸
5 号 俸	5 号 俸
6 号 俸	6 号 俸
7 号 俸	7 号 俸

8	号	俸	8	号	俸
9	号	俸	9	号	俸
10	号	俸	10	号	俸
11	号	俸	11	号	俸
12	号	俸	12	号	俸
13	号	俸	13	号	俸
14	号	俸	13	号	俸
15	号	俸	18	号	俸
16	号	俸	14	号	俸

ニ 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受ける号俸		切 替 日 に お け る 号 俸	
1	号	4	号
2	号	5	号
3	号	6	号
4	号	7	号
5	号	8	号
6	号	9	号
7	号	10	号
8	号	11	号
9	号	12	号
10	号	13	号
11	号	14	号
12	号	15	号
13	号	16	号
14	号	17	号
15	号	18	号
16	号	19	号
17	号	20	号
18	号	21	号
19	号	22	号
20	号	23	号

21	号	俸	24	号	俸
22	号	俸	25	号	俸
23	号	俸	26	号	俸

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける号俸		切 替 日 に お け る 号 俸	
1	号	3	号
2	号	4	号
3	号	5	号
4	号	6	号
5	号	7	号
6	号	8	号
7	号	9	号
8	号	10	号
9	号	11	号
10	号	12	号
11	号	13	号
12	号	14	号
13	号	15	号
14	号	16	号
15	号	17	号
16	号	18	号
17	号	19	号
18	号	20	号
19	号	21	号
20	号	22	号
21	号	23	号
22	号	24	号
23	号	25	号
24	号	26	号
25	号	27	号
26	号	28	号
27	号	29	号

へ 切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号俸	4 号俸
2 号俸	5 号俸
3 号俸	6 号俸
4 号俸	7 号俸
5 号俸	8 号俸
6 号俸	9 号俸
7 号俸	10 号俸
8 号俸	11 号俸
9 号俸	12 号俸
10 号俸	13 号俸
11 号俸	14 号俸
12 号俸	15 号俸
13 号俸	16 号俸
14 号俸	17 号俸
15 号俸	18 号俸
16 号俸	19 号俸
17 号俸	20 号俸
18 号俸	21 号俸
19 号俸	22 号俸
20 号俸	23 号俸
21 号俸	24 号俸
22 号俸	25 号俸
23 号俸	26 号俸
24 号俸	27 号俸
25 号俸	28 号俸

ト 切替日の前日においてその属する職務の等級が7等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1 号俸	1 号俸
2 号俸	2 号俸

3 号俸	3 号俸
4 号俸	4 号俸
5 号俸	5 号俸
6 号俸	6 号俸
7 号俸	7 号俸
8 号俸	8 号俸
9 号俸	9 号俸
10 号俸	10 号俸
11 号俸	11 号俸
12 号俸	12 号俸
13 号俸	13 号俸
14 号俸	14 号俸
15 号俸	15 号俸
16 号俸	16 号俸
17 号俸	17 号俸

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十六年八月八日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額額の改定、期末手当の増額並びに初任給調整手当及び通勤手当の改定を行なうとともに、あわせて所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十八万円」を「十八万五千元」に改める。

第四条第二項中「四千七百元」を「四千九百元」に、「五千八百元」を「六千元」に改める。

第九条中「四千七百元」を「四千九百元」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官	職	名	俸給月額
内閣総理大臣			二五五,〇〇〇円

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

三〇八

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
國務大臣 會計検査院長 人事院総裁 検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣官房長官 総理府総務長官 法制局長官 宮内庁長官	一八五、〇〇〇円 一五五、〇〇〇円
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 待従長	一三三、〇〇〇円
式部官長 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	一〇四、〇〇〇円
五号俸 四号俸	一五五、〇〇〇円 一三五、〇〇〇円

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
大 使	三号俸 一四、〇〇〇円 二号俸 一〇四、〇〇〇円 一号俸 九四、〇〇〇円
公 使	四号俸 一三五、〇〇〇円 三号俸 一一四、〇〇〇円 二号俸 一〇四、〇〇〇円 一号俸 九四、〇〇〇円
秘 書 官	八号俸 七一、九〇〇円 七号俸 六四、九〇〇円 六号俸 五七、九〇〇円 五号俸 五一、九〇〇円 四号俸 四五、五〇〇円 三号俸 三九、一〇〇円 二号俸 三二、七〇〇円 一号俸 二八、二〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。
- 改正前の特別職の職員に關する法律の規定に基づいて昭和三十六年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員に關する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に關する法律の一部改正に伴い、特別職の職員に關する法律の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右 國會に提出する。

昭和三十六年九月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
 第十八条第二項中「二千五百八十五円」を「三千百円」に改める。
 第二十五条第二項中「四千五百円」を「五千円」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 俸給月額	官職 等級 号俸	参事官等		
		1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
124,000 <small>円</small>	1	68,600 <small>円</small>	46,500 <small>円</small>	24,900 <small>円</small>
	2	72,100	49,200	26,500
	3	75,600	51,900	28,100
	4	79,100	54,600	29,700
	5	82,600	57,400	31,400
	6	86,100	60,200	33,200
	7	89,600	63,000	35,000
	8	93,100	65,800	36,800
	9	96,600	68,600	38,600
	10	99,300	71,400	40,400
	11	101,400	73,700	42,200
	12	103,100	76,000	44,000
	13	104,800	77,900	45,800
	14		79,600	47,800
	15			49,800
	16			51,800
	17			53,900
	18			55,900
	19			57,900
	20			59,700
	21			61,300
	22			62,800
	23			64,000

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
23,800	21,000	16,700	14,100	12,900	10,700	9,500	8,600	8,000
25,200	21,700	18,000	15,300	14,000	11,800	10,000		
26,600	22,400	19,200	16,600	15,200	12,900	10,600		
28,100	23,600	20,500	17,900	16,500	14,000	11,200		
29,600	25,000	21,900	19,200	17,800	15,100			
31,100	26,400	23,300	20,500	18,900	16,200			
32,600	27,800	24,700	21,900	19,900				
34,100	29,100	26,000	23,300	20,800				
35,600	30,500	27,400	24,500	21,600				
36,900	31,900	28,700	25,600	22,400				
38,100	33,300	30,000	26,600					
39,300	34,700	31,100	27,500					
40,400	35,800	32,200	28,400					
41,400	36,900	33,300	29,200					
42,300	38,000	34,400	30,000					
43,200	38,900	35,300						
	39,800	36,200						
	40,700	37,100						
	41,600	37,900						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸海空		將 將 將	陸 海 空	補 將 將	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	甲	乙							
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	100,700 ^円	74,300 ^円		59,600 ^円		48,300 ^円	41,500 ^円	36,000 ^円	30,000 ^円
2	104,500	78,000		62,500		51,100	43,400	37,800	31,600
3	108,300	81,600		65,400		53,900	45,300	39,600	33,200
4	112,100	85,200		68,300		56,700	47,200	41,400	34,800
5	116,000	88,800		71,200		59,600	49,200	43,300	36,600
6		92,400		74,100		62,500	51,300	45,200	38,400
7		96,000		77,000		65,400	53,400	47,100	40,200
8		99,600		79,900		68,300	55,500	49,000	42,100
9		102,300		82,200		71,200	57,600	50,900	43,900
10		104,500		84,500		73,500	59,700	52,800	45,700
11				86,600		75,800	61,800	54,700	47,200
12				88,400		77,900	63,600	56,200	48,400
13						79,700	65,300	57,700	49,500
14							66,800	59,000	50,500
15							68,200	60,200	51,500
16									
17									
18									
19									

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府
 きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して、昭和三十六年十月一日から適用する。
(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)
2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員は、公布の日から起算して、次項から附則第五項までに定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚會議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号。以下「一般職改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第一から別表第七までに定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

給表(二)の適用を受けていた事務官等のうち、タイプストその他の書記的業務に類似する業務に従事する者で總理府令で定めるもの(以下「タイプスト等」という。)については、切替日以降改正後の一般職給与法別表第一(行政職俸給表(一))を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられていた場合においては、その俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては、政令で定める俸給月額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一(行政職俸給表(一))の適用を受けていた事務官等のうち、タイプストその他の書記的業務に類似する業務に従事する者で總理府令で定めるもの(以下「タイプスト等」という。)については、切替日以降改正後の一般職給与法別表第一(行政職俸給表(一))を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられていた場合においては、その俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては、政令で定める俸給月額とする。

4 切替日の前日において旧法の規定により改正前の一般職給与法別表第六(研究職俸給表)の適用を受けていた事務官等の切替日における職務の等級は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額を受けていた者又は職務の等級の最高号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられていた場合においては、その俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては、政令で定める俸給月額とする。

5 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員は、政令で定めるところにより、切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が附則別表第二に掲げられていた場合においては、その俸給月額とし、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が同表に掲げられていない場合においては、政令で定める俸給月額とする。

6 附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員は、切替日以降の最初の新法第五(第四)項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八(第六)項本文又は同条第八(第六)項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を、附則第二項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

けるタイプビスト等となつた者及び同表の適用を受けるタイプビスト等とその属する職務の等級又はその受ける俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額(以下この項において「新職員等の基準額」とい

う。)に達しない者に対しては、その差額を、総理府令で定めるところにより、その受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

14 前二項の規定により差額の支給を受けるタイプビスト等に対する新法の規定の適用については、同法(同法において準用する改正後の一般職給与法の規定を含む。)に

規定する俸給には当該差額を含むものとし、新法第十一条の二において準用する改正後の一般職給与法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第十二項又は附則第十三項の規定による差額との合計額」とする。

15 附則第二項から前項までの規定

の適用については、旧法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

16 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、政令で定める。

(給与の内払)

17 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(大蔵大臣との協議)

18 附則第三項、附則第七項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一 附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイプビスト等の職務の等級の切替表

切替日の前日においてタイプビスト等が属していた行政職俸給表(一)の職務の等級	切替日における行政職俸給表(一)の職務の等級
1 等 級	6 等 級
2 等 級	6 等 級
3 等 級	7 等 級
4 等 級	8 等 級
5 等 級	8 等 級

附則別表第二 附則第三項の規定により行政職俸給表(一)の適用を受けることとなるタイプビスト等の俸給月額の切替表

イ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
20,200 円	22,000 円
21,200	23,200
22,200	24,400
23,200	25,600
24,200	26,800
25,200	28,000
26,200	29,300
27,200	30,300
28,200	31,300
29,200	32,100
30,100	32,900

ロ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
14,800 円	16,200 円
15,700	17,300
16,600	18,400
17,500	19,600
18,400	20,800
19,300	20,800
20,200	22,000
21,100	23,200
22,000	24,400
22,900	25,600
23,800	26,800
24,700	26,800
25,600	28,000
26,400	29,300
27,200	29,300
27,900	30,300
28,500	31,300
29,100	31,300
29,600	32,100
30,100	32,100

30,600	32,900
31,100	33,600
31,600	33,600
32,100	34,300
32,600	35,000
33,100	35,000

ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
12,100	13,200
13,000	14,200
13,900	15,200
14,800	16,200
15,700	17,200
16,600	18,300
17,400	19,400
18,200	19,400
19,000	20,500
19,700	21,600
20,400	21,600
21,000	22,700
21,600	22,700
22,200	23,800
22,700	24,900
23,200	24,900
23,700	25,900
24,200	25,900
24,700	26,800
25,200	26,800
25,700	27,500
26,100	28,200
26,500	28,200
26,900	28,800
27,300	29,400
27,700	29,400

ニ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
8,200	9,100
8,600	9,500
9,100	9,900
9,700	10,300
10,500	11,400
11,300	12,300
12,100	13,200
12,900	14,100
13,700	15,000
14,500	15,900
15,200	16,800
15,800	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

ホ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表(二)の5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
8,200	9,100
8,600	9,500
9,000	9,900
9,700	10,300
10,400	10,700
11,100	11,400
11,700	12,300
12,300	13,200
12,900	14,100

13,400	15,000
13,900	15,000
14,400	15,900
14,900	15,900
15,400	16,800
15,900	16,800
16,400	17,700
16,900	18,300
17,400	18,900
17,900	18,900
18,400	19,500
18,900	20,000
19,400	20,500

附則別表第三 研究職俸給表の適用を受ける事務官等の職務の等級の切替表

切替日の前日において事務官等が属していた職務の等級	切替日における職務の等級
1 等 級	1 等 級
2 等 級	2 等 級
3 等 級	3 等 級
4 等 級	4 等 級
5 等 級	5 等 級
6 等 級	6 等 級
7 等 級	6 等 級

附則別表第四 研究職俸給表の適用を受ける事務官等の俸給月額額の切替表

イ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
80,700 ^円	83,900 ^円
83,800	87,000
86,900	90,200
90,000	93,400
93,100	96,600
96,200	99,800
99,300	103,000
102,400	106,200

ロ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が2等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
48,900 ^円	52,000 ^円
51,900	55,100
55,000	58,200
58,100	61,300
61,200	64,400
64,300	67,500
67,400	70,600
70,500	73,700
73,600	76,800
76,200	79,400
78,800	82,000
80,700	83,900
82,300	85,500
83,900	87,000

ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額額	切替日における俸給月額額
34,700 ^円	37,900 ^円
36,800	39,800
38,500	41,700
40,400	43,600
42,300	45,500
44,200	47,400
46,500	49,700
48,800	52,000
51,100	55,100
53,400	58,200
55,700	61,300
58,000	63,600
60,300	65,900
62,200	68,200
64,100	70,500
65,800	72,800

昭和三十六年十月二十五日 衆議院公議録第十四号 建設省設置法の二編を改正する法律案外三案

ニ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 における俸給月額
24,400	27,400
25,800	28,900
27,200	30,400
28,700	31,900
30,200	33,400
31,700	34,900
33,200	36,400
34,700	37,900
36,200	39,400
37,700	40,900
39,200	42,400
40,700	43,900
42,200	45,400
43,700	46,900
45,200	48,400
46,600	49,800
48,000	51,200
49,400	52,600
50,800	54,000
52,000	55,200
53,200	56,400
54,400	57,600
55,400	58,600

ホ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 における俸給月額
14,400	15,800
15,600	17,000
16,800	18,300
18,000	19,600
19,200	20,900
20,500	22,200
21,800	23,500

ハ 切替日の前日においてその属していた職務の等級が6等級である者

切替日の前日において受けていた俸給月額	切 替 日 における俸給月額
23,100	24,800
24,400	26,200
25,700	27,600
27,000	29,000
28,300	30,400
29,700	31,800
31,100	33,200
32,500	34,600
33,900	36,000
35,300	37,400
36,700	38,800
38,100	40,200
39,500	41,600
40,800	42,800
41,700	44,000
42,800	45,200
43,700	46,200
44,600	47,100
45,500	48,000
46,300	48,900
12,300	13,500
13,300	14,600
14,400	15,700
15,500	16,900
16,700	18,100
17,900	19,300
19,100	20,500
20,300	21,700
21,500	22,900
22,700	24,100
23,900	25,400
25,100	26,700
26,300	28,000
27,500	29,300

28,700	30,600
29,700	31,600
30,700	32,600
31,700	33,600
32,700	34,600
33,500	35,600
34,300	36,500
35,100	37,300
35,900	38,100
36,600	38,900
37,300	39,600

切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
8,100	9,100
8,300	9,500
8,600	9,900

8,900	10,300
9,300	10,700
10,300	11,500
11,300	12,500
12,300	13,500
13,300	14,500
14,300	15,500
15,300	16,500
16,300	17,500
17,100	18,400
17,900	19,200
18,500	19,800
19,100	20,400
19,700	21,000

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額等の改定を以て、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、第一は、本省に新たに計画局を設置することであり、第二は、計画局の新設に伴い、従来の計画局を都市局に改めること等であり、第三は、

本案は、九月二十五日日本委員会に予備付託となり、十月三日政府より提案理由の説明を聴取し、十月十八日日本付託となり、二十四日、質疑を終了、討

論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。次に、給与三法案について申し上げます。その要旨をごく簡潔に申し上げます。と、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月八日付の人事院勧告に基づき、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、月額約千円ないし三千円程度の増額を行ない、六月並びに十二月に支給される期末手当の額をそれぞれ〇・二カ月分ずつ増額するほか、初任給調整手当及び通勤手当の改定等を行なうとするもので、初任給調整手当の改定は、来年四月一日から、その他は、すべて本年十月一日から実施することといたしておるのであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、今回の一般職職員の給与改定に伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員につきましても、その俸給月額等に所要の改定を行なうとするものであります。次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行なうとするものであります。

以上三法案は、九月二十七日並びに三十日日本委員会に付託となり、十月十二日並びに十七日政府より提案理由の説明を聴取し、十月十九日より質疑に入り、慎重審議を行ない、二十四日質疑を終了いたしましたのでありますが、そ

の詳細はすべて会議録により御承知を願うことといたしたいと思います。

かくて、本日右三法案を一括議題として討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田口委員より、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、直ちに採決の結果、右三法案はいずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) ただいま報告されました四法案のうち、一般職の職員、特別職の職員、防衛庁職員のおおの給付に関する三法律案について、討論の通告があります。これを許します。田口誠治君。

〔田口誠治君登壇〕

○田口誠治君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件の政府案に対して、反対の討論を行なうとするものであります。(拍手)

反対理由の第一点は、去る八月八日に人事院より勧告のありました内容は、金額についても、上下の格差是正についても、切なる公務員の要求ときわめて大きな相違があるからであります。言葉をかえて申し上げますれば、人事院の勧告の内容は、資本家の低賃金政策と意を通じ、賃金統制の思想の上で政治的、作爲的、かつ欺瞞的なものであることが、委員会の審議を通じて実証することができたのであり

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 建設省設置法の一部を改正する法律案外三案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

ます。人事院は勧告の内容を理論づけようとしたしまして、民間賃金との格差是正をはかったと公表しておるのでございませうが、その事実は作爲的としか思えない指数の出し方をいたしておるのでございませう。

具体的に申し上げますならば、生計費の調査につきましても、当然民間の勤労者世帯を対象として指数を出すのが当然であるにもかかわらず、全世帯を対象としておるのであります。申し上げるまでもなく、全世帯とは、国民全階層のことであり、中には公務員労働者の世帯もあれば、民間労働者の世帯もあり、また失業者の世帯や生活保護を受けておる世帯が含まれているのであります。これによる数字によって、官民の賃金の格差を出すならば、必然的に低賃金が仕組まれることになるのであります。

これのみならず、学歴、年令、性別、経験年数等の異なるグループの間で賃金格差を算出する方式も、労働者の立場から申し上げますれば、最大の方式であるパーシユ方式を希望するのであります。百歩譲りましても、常識的に算出するならば、ラスパイルス方式とパーシユ方式の中間ともいへべき幾何比率のフィッシャー方式をとるのがだれしも理解のできることであります。これについても一番不利なところの最少の方式のラスパイルス方式を採用してはなりません。

さらに、公務員の賃金を決定する一つの要素である十八才の成年独身男子の賃金は、一定の消費水準を示す生計費として算出してありますが、東京都における標準生計費を見ますと、昭和三十六年度は五人世帯で四万三千四百

百円となつておるのであります。言うまでもなく、生計費は、一人の場合の生計費は五人世帯の生計費の五分の一では生活ができませんのであります。約四割増の生活費がかかるのが普通常識であります。それにもかかわらず、高校卒の独身者の初任給を九千五百円に押えておることは、食えない賃金を知りつつ決定しておるといふこの矛盾を指摘しなければならぬわけでございます。(拍手)

以上指摘いたしましたこと、人事院の勧告は、正しい理論の裏づけというものは全然ありません。公務員を納得させる何ものもなく、国家権力者の賃金統制と資本家の低賃金政策への協力に終始し、はなはだしく自主性を失っていることを露呈しておるのでございます。(拍手)

反対の第二の理由は、この矛盾をまぐる理論づけによる人事院の一人当たり一千七百九十七円、五月実施の勧告すらも尊重せず、十月実施に変更したことでありませう。

政府は、人事院の勧告の五月実施を十月に延ばした理由に、「現下の経済情勢にかんがみて」といふ一片の抽象的な表現で提案説明をいたしておられますが、これでは国民が納得のいくものではなからぬ、十九日の内閣委員会での質問に対しては、政府は財源がないから十月に延ばしたのではなく、五月実施にするならば過及精算をしなければならぬ、過及精算をするならばインフレを巻き起こす憂いがあるというふうな答弁をしており、また昨二十四日の委員会では、大蔵大臣は、自然増収の見込みがどの程度になるかということの自信がなく、今ではぎりぎり一ぱい

であるというふうな表現で、昨年と同様、金がないから出せないというふうな表現をして、言葉を悪くいたしますならば、のらりくらりとつかみどころのないような答弁をいたしておたのであります。この答弁そのものは、何と云つても暴言といわざるを得ないと思つておられます。そこで、もう一つ大蔵大臣の答弁の中で気にかかりますことは、四月や五月の実施を人事院が勧告をいたしましたとしても、予算編成技術上できないことであるというふうな、これまた暴言にひとしい答弁をいたしており、将来の勧告にまつた不安を与えておるのであります。さらに、給与担当大臣の福永さんは、おれは人事院の勧告通り実施したいと考へ、最後まで努力したけれども、總体的な面から多くの意見で十月実施と閣議で決定されたのであるから、よろしく了解していただきたいと、きわめて低姿勢の答弁をいたしておたのでございませう。だれ一人として、五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁がなかつたのであります。私は、このことはきわめて重大なことであり、このことによつて公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うものであります。

公務員諸君の労働組合からスト権を取り上げ、その代償として設置された公務員の給与、勤務条件の改善に責務がたりない、過及精算をしない、政府に勧告をいたしたその内容が守られないというふうな場合には、これは国民の前にその理由を明確に示さなければならぬと思つておられます。そして、曲がりなりにも公務員諸君に理解と納得をさせる必要があると思つておられます。このことを示さなければ、国家公務員法的一条一項に示されておること、職員がその職務に当たり最大の能率を發揮し、また、国民に対しても公務の民主的かつ能率的な運営をはかることの保障が困難になるからであります。このことを私は心配いたしておるのでございませう。

今日、ここであらためて申し上げるまでもなく、公務員諸君は、人事院の勧告を不満として、公務員共闘会議の名のもとにおいて果敢な戦いを行なつておられます。そして、政府が人事院の勧告すらも実施しない不道義な態度に憤激し、ますます大がかりな戦術を組織し、行動を行なわんといたしておるのでございませう。この闘争は、年末、春闘にかけてほんとうに憂うべき戦術が行使されることを予期しなければならぬと思つて、私はこのことを大きく憂うるものであります。

政府は、この事態を重要視し、これが取捨策として、公務員諸君と十分に話し合いをし、事態を円満に解決する努力をされることを強く希望するものでございませう。この闘争がますます辛らつ化し、憂うべき事態になるような場合には、その責任はあげて政府当局並びにこれに賛成するところの政党にあるということを明確に申し上げ、私の反対の意見を終わる次第でございませう。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

まず、日程第七、すなわち、建設省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 昭和三十六年九月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第十五条中「十万八千二百円」を「十一万二千二百円」に、「七万五百円又は六万二千二百円」を
 「七万三千七百円又は六万四千三百円」に、「九万三千二百円又は八万七千円」を「九万六千七百円
 又は九万三百円」に改める。
 別表を次のように改める。

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二五五、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一八五、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一五五、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一四五、〇〇〇円
判 事	
一 号	一〇九、四〇〇円
二 号	一〇六、四〇〇円
三 号	一〇三、〇〇〇円
四 号	九六、七〇〇円
五 号	九〇、三〇〇円
六 号	八四、〇〇〇円
七 号	七六、八〇〇円
一 号	五七、六〇〇円
二 号	五一、〇〇〇円
三 号	四六、一〇〇円

判 事 補

判 事 補	簡易裁判所判事
四 号	四一、七〇〇円
五 号	三八、六〇〇円
六 号	三六、〇〇〇円
七 号	三二、六〇〇円
八 号	二六、四〇〇円
九 号	二五、〇〇〇円
十 号	二二、二〇〇円
一 号	八四、〇〇〇円
二 号	七六、八〇〇円
三 号	七三、七〇〇円
四 号	六四、三〇〇円
五 号	五七、六〇〇円
六 号	五一、〇〇〇円
七 号	四六、一〇〇円
八 号	四一、七〇〇円
九 号	三六、〇〇〇円
十 号	三二、六〇〇円
十一 号	二六、四〇〇円
十二 号	二五、〇〇〇円
十三 号	二二、二〇〇円
十四 号	一三、二〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。
- 裁判官が昭和三十六年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一家

三三〇

理由
 一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年九月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「七万五百円又は六万一千二百円」を「七万三千七百円又は六万四千三百円」に改める。別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額額
検事総長	一八五、〇〇〇円
次長 検事	一三五、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一四五、〇〇〇円
その他の検事長	一三五、〇〇〇円
一 号	一〇九、四〇〇円
二 号	一〇六、四〇〇円
三 号	一〇三、〇〇〇円
四 号	九六、七〇〇円
五 号	九〇、三〇〇円
六 号	八四、〇〇〇円
七 号	七六、八〇〇円
八 号	七三、七〇〇円

検事		副検事	
号	俸給月額額	号	俸給月額額
九号	六四、三〇〇円	十一号	五七、六〇〇円
十号	五七、六〇〇円	十号	五一、〇〇〇円
十一号	四六、一〇〇円	九号	四六、一〇〇円
十二号	四一、七〇〇円	八号	四一、七〇〇円
十三号	三八、六〇〇円	七号	三八、六〇〇円
十四号	三六、〇〇〇円	六号	三六、〇〇〇円
十五号	三三、六〇〇円	五号	三三、六〇〇円
十六号	二六、四〇〇円	四号	二六、四〇〇円
十七号	二五、〇〇〇円	三号	二五、〇〇〇円
十八号	二二、二〇〇円	二号	二二、二〇〇円
十九号	一七、〇〇〇円	一号	一七、〇〇〇円
		十二号	一九、六〇〇円

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。
 2 檢察官が昭和三十六年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、
檢察官の給与を改定する必要がある。
これが、この法律案を提出する
理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。法務委員長河本敏夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 たいま議題となりま
した。両法案につき、法務委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申し
上げます。

御承知のように、今国会において政
府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、
一般の政府職員の給与の改定を行な
うとしておりますが、裁判官及び檢察
官の給与につきましても、その例に準
じてこれを改定しようとするものであ
ります。

すなわち、裁判官及び檢察官の報酬
または俸給の各月額を増加しようとし
るものであり、その増加額は、裁判官
については五千円ないし千七百円、檢
察官については五千円ないし千五百円
でありまして、その増加比率は、裁判
官の報酬及び檢察官の俸給に対応する
ところの一般政府職員についての各俸
給月額増加比率と同様となっております。

さて、法務委員会におきましては、
去る九月三十日両法案が付託されまし

てから慎重審議を重ねて参りました
が、その詳細は会議録に譲りたいと存
じます。

かくて、十月十九日質疑を終了し、
同二十四日討論に入りましたところ、
両法案に対し、自由民主党から賛成、

日本社会党及び日本共産党からそれぞ
れ反対の討論がありました。次いで、
採決の結果、両法案は多数をもって政
府原案通り可決せられた次第でありま
す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して
採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決
であります。両案を委員長報告の通り
決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よっ
て、両案とも委員長報告の通り可決い
たしました。

日程第八 地方自治法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議
院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第八、地方
自治法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

地方自治法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院において可決
した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年十月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎殿

地方自治法の一部を改正する法
律

地方自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)の一部を次のように改正
する。

第六条第二項中「又は所屬未定地」
を削る。

第七條第一項後段を削る。

第一章第九條の二の次に次の三
條を加える。

第九條の三 公有水面のみに係る市
町村の境界変更は、第七條第一項
の規定にかかわらず、関係市町村
の同意を得て都道府県知事が当該
都道府県の議会の議決を経てこれ
を定め、直ちにその旨を自治大臣
に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境
界変更で都道府県の境界にわたる
ものは、第七條第三項の規定にか
かわらず、関係のある普通地方公
共団体の同意を得て自治大臣がこ
れを定める。

公有水面のみに係る市町村の境
界に關し争論があるときは、第九
條第一項及び第二項の規定にかか
らず、都道府県知事は、職権に
よりこれを第二百五十一條の規定
による調停に付し、又は当該調停

により市町村の境界が確定しない
とき、若しくはすべての関係市町
村の裁定することについての同意
があるときは、これを裁定するこ
とができる。

第一項若しくは第二項の規定に
よる公有水面のみに係る市町村の
境界変更又は前項の規定による公
有水面のみに係る市町村の境界の
裁定は、当該公有水面の埋立て
(干拓を含む。以下同じ。)が行な
われる場合においては、前三項の
規定にかかわらず、公有水面の埋
立てに關する法令により当該埋立
ての竣功の認可又は通知がなされ
る時までこれをすることができ
る。

第一項から第三項までの同意に
ついては、関係のある普通地方公
共団体の議会の議決を経なければ
ならない。

第七條第六項及び第七項の規定
は第一項及び第二項の場合に、第
九條第三項、第五項から第八項ま
で、第九項前段及び第十項の規定
は第三項の場合にこれを準用す
る。

第九條の四 自治大臣又は都道府県
知事は、公有水面の埋立てが行な
われる場合において、当該埋立て
により造成されるべき土地の所屬
すべき市町村を定めるため必要が
あると認めるときは、できる限り
すみやかに、前二條に規定する措
置を講じなければならない。

第九條の五 市町村の区域内にあ
らに土地を生じたときは、市町村
長は、当該市町村の議会の議決を
経てその旨を確認し、都道府県知
事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理し
たときは、都道府県知事は、直ち
にこれを告示するとともに、自治
大臣に報告しなければならない。

第九十三條第二項中「第二百五十
八條第一項」を「第二百五十八條」
に改める。

第一百零二條第二項ただし書中「勾引又
は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾
引」に改める。

第二百二十七條第一項中「被選挙権
を有しない者であるときの下に」又は
第九十二條の二の規定に該当すると
き」を、「その被選挙権の有無」の下に
「又は同條の規定に該当するかどうか
を」加える。

第四百四十三條第一項中「被選挙権
を有しなくなつたときの下に」又は
前條の規定に該当するときを、「そ
の被選挙権の有無」の下に「又は同條
の規定に該当するかどうか」を加え
る。

第六百六十六條に次の一項を加え
る。

普通地方公共団体の長は、副知
事又は助役が前項において準用す
る第四百四十二條の規定に該当す
るときは、これを解職しなければならない。

第六百六十八條に次の二項を加え
る。

第三二二

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

三三二

出納長及び収入役が、前項において準用する第四百二十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第百八十条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百八十条の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第百八十条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたときの下に」又は第百八十条の五第六項の規定に該当するときは、「その選挙権の有無の下に」又は同項の規定に該当するかどうかを加える。

第百九十一条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「図るため」を「図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「国の事務の一部について」を「国の事務の一部を共同

して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

第二百五十二条の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができ

る。普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにならなければならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体若しくは関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目

第二百五十二条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務(以下本項中「協議会の担任する事務」といふ)の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は営造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」改める。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百九十三条を次のように改める。

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第一項から第四項まで、第二百八十六条及び第二百八十八条第二項の規定による処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知事の意見をきいてこれを行ない、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十八条第一項の規定による届出

は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七條第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九條の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一号の七を第一号の十一とし、第一号の六の次に次の四号を加える。

一の七 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十 中国地方開発促進法(昭和三十三年法律第七十二号)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び優生手術に関する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第六号中「療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部を「療養所」に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に、「身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を、「身体障害者更生援護施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援護施設を設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「育成医療」を「養育医療等」に改める。

別表第二十号の二中「現に児童を扶養している者」の下に「父母のない児童又は母子福祉団体を加え、「生業資金」を「事業開始資金」に、「技能修得資金等」を「技能習得資金、修学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるように、必要な指導をし、及び都にあつては、特別区が行なう国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずること。

二十の四 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二百二十三号)の定めるところにより、求職者である身体障害者について適応訓練を行なうこと。

別表第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三十三号)の定めるところにより、一般職業訓練所を設置すること。
二十一の三 農業改良助長法(昭和三十三年法律第六十五号)の定めるところにより、農業改良普及所を設置すること。

別表第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 養蠶振興法(昭和三十三年法律第四十九号)の定めるところにより、蠶の生産の用に供する施設の整備、優良な種蠶の確保その他必要な措置を講じ、並びに養蠶の振興を図るために必要な試験研究及び普及を行なうとともに、これらを助長すること。

特別区の存する区域において処理する場合に限る。

別表第二十九号の三中「ろろ学校」を「豊学校」に改め、「その区域内に住所を有する」を削り、「ろろ学校」を「豊学校」に改める。

別表第三十号中「設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用に必要の指導を行なうこと」を「設置する等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第三十一号の四を第三十一号の五とし、第三十一号の三を第三十一号の四とし、第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

二十六の五 公共施設の整備に關連する市街地の改造に関する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第一中第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、同表第二十八号の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八の三 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。

二十八の四 住宅地区改良法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。(都が

くは制限し、又は道路標識等を設ける等道路交通の規制を行なうこと。

別表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 消防法(昭和三十三年法律第八十六号)の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、並びに消防作業に従事した者の災害について療養その他の給付を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十二号中「行なうこと」を「行ない、及び従業の禁止又は療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用を負担すること」に改める。

別表第二十一号(四)の次に次のように加える。
四の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。
四の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二十二号(二)中「(昭和三十三年法律第八十六号)」を削り、「危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

び設備、消火設備等について条例で必要な基準を定め」を「火災の予防等に関する条例を設け」に改める。

別表第二第二号(二)の七の次に次のように加える。

(二)の八 九州地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づき事業を実施すること。

(二)の九 四国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づき事業を実施すること。

(二)の十 北陸地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づき事業を実施すること。

(二)の十一 中国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づき事業を実施すること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五)及び(六) 削除

別表第二第二号(十四)の次に次のように加える。

(十四)の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時替替え支弁すること。(福祉事務者を設置する町村に限る。)

(十四)の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の保護の委託に要する費用を一時替替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

(十四)の四 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行なうこと。

別表第二第二号(二十五)の四を(二十五)の五とし、(二十五)の五の次に次のように加える。

(二十五)の六 下水道法の定めるところにより、公共下水道及び都市下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第二第二号(二十五)の三の次に次のように加える。

(二十五)の四 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第二第二号(二十九)の六を(二十九)の七とし、(二十九)の四を(二十九)の五とし、(二十九)の三を(二十九)の四とし、(二十九)の二の次に次のように加える。

(二十九)の三 学校保健法の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に障害を生ずるおそれのある疾病の治療のため、の医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三第一号(一)の三の次に次のように加える。

(一)の四 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律

別表第二第二号(二十六)の三を(二十六)の六とし、(二十六)の二の次に次のように加える。

(二十六)の三 道路整備特別措置法の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に同意を与えること。

(二十六)の四 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

(二十六)の五 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。

別表第二第二号(二十八)中「設けること」を「設ける等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

(昭和三十四年法律第十七号)の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の設置の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(東京都知事に限る。)

別表第三第一号(三)の次に改める。

(三) 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に入立検査させる等監督上必要な措置を講じ、映写技術者の選任等の届出を受理し、並びに危険物取扱主任者及び映写技術者の試験を行ない、及び免状を交付する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(三)の四中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基き施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」に改める。

別表第三第一号(三)の五中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に改める。

別表第三第一号(四)中(昭和二十五年法律第二百一十号)の下に「及びこれに基づき政令を加え、並びに」を削り、「行うこと」を「行ない、並びに交付税の額の算定に用いた資料の検査を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(五)中「立入検査させること」を「立入検査させ、並びに行政府士会、行政士会の会則の制定又は変更を認可し、及び行政士会から報告を求め、又はその業務について報告すること」に改める。

別表第三第一号(五)の六を五の七とし、同号(五)の五中「並びに」を削り、「事務を行なうこと」を「事務を行ない、並びに国土調査に従事する測量業者を営む者から必要な報告を求め、又はその業務について報告すること」に改め、同号(五)の五を五の六とし、五の四の次に次のように加える。

(五)の五 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の定めるところにより、水質の汚濁による被害に関する紛争に係る和解の仲介の申立てを受理し、及び仲介員を指定すること。

別表第三第一号(十)の二中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関を指定」に改める。

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づき政令の定めるところに

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づき政令の定めるところに

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づき政令の定めるところに

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づき政令の定めるところに

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づき政令の定めるところに

より、調理師の講習、試験、免許等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(十五)中「指定すること」を「指定し、及び診療報酬の請求等を審査し、かつ、診療報酬の額を決定すること」に改める。

別表第三第一号(三十)中「へい獣処理場の設置者」を「へい獣処理場等の設置者」に改め、「並びに」を削り、「許可する」を「許可し、並びに動物の飼養又は収容のための施設の設置を許可する」に改める。

別表第三第一号(三十九)を次のように改める。

(三十九) 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、薬局の開設、医薬品の販売等の許可に関する事務を行ない、薬局開設者、医薬品の販売業者等に対して業務の停止、構造設備の改修等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄等の処分をさせ、薬局開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させ、及び医薬品等の製造業者又は輸入販売業者について許可の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等医薬品等の取締りに必要な措置を講ずること。

(三十九)の二 薬剤師法(昭和三十一年法律第四十六号)の定めるところにより、薬剤師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(四十二)中「許可に関する事務を行ない」の下に、「社会福祉法人から必要な報告を徴し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ」を加える。

別表第三第一号(四十二)の二に次のように加える。

(四十二)の三 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の定めるところにより、職員をして社会福祉施設又は経営者の事務所に入立検査させること。

別表第三第一号(四十五)の次に次のように加える。

(四十五)の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者について、精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を贈親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第三第一号(五十)中「勸奨し」の下に、「児童の健康診査を行ない」を加え、「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行ない」を「未熟児、身体に障害のある児童若しくは骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対して養育医療、育成

医療若しくは療育の給付を行ない、養育医療機関を指定し、「指定医療機関」を「指定養育医療機関等」に、「育成医療の給付を受け」を「養育医療等の給付を受け」に改める。

別表第三第一号(五十一)の二中「交付に関する事務」を「交付及び返納に関する事務」に、「及び適用事業所」を「並びに適用事業所」に改める。

別表第三第一号(五十三)を次のように改める。

(五十三) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の条例の制定又は

改廃について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、設立、解散等の認可に関する事務を行ない、解散、役員の変更等を命じ、及び役員を改任し、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する事務を行ない、並びに国民健康保険の保険者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業及び財産の状況等を検査させる等の事務を行なうこと。

(五十七)の四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、退職金共済契約の解除、退職金の減額支給等の事由の認定等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十五)の五を五十五の七とし、五十五の四を五十五の五とし、五十五の五の次に次のように加える。

(五十五)の六 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、未帰還者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求及び未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十五)の三を五十五の四とし、同号(五十五)の二中「遺族年金」の下に、「遺族給与金」を加え、同号(五十五)の二を五十五の三とし、五十五の次に次のように加える。

(五十五)の二 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、被保険者の任意脱退を承認し、国民年金手帳を作成して被保険者に交付し、特別支給による福祉年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に對する障害福祉年金の受給権の裁定を行ない、福祉年金に関する

る証書の作成に関する事務を行ない、被保険者から申請に基づき保険料の納付義務を免除し、国民年金印紙の検認を行ない、保険料の前納又は追納を承認し、並びに被保険者又は受給権者に関する調査をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十七)の三の次に次のように加える。

(五十九)の三 職業訓練法及びこれに基づく政令の定めるところにより、職業訓練の実施に関する基本的な計画を定め、職業訓練指導員の免許及び技能検定に関する事務を行ない、事業内職業訓練について基準に適合するものを認定し、認定職業訓練を行なう事業主から必要な報告を求め、並びに関係事業主の団体に對して職業訓練の実施又は改善を勧告する等の事務を行なうこと。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の

定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付を受けようとする者等に対して営農改善計画の作成又は達成について必要な指導を行なうこと。(北海道知事に限る。)

別表第三第一号六十五の三の次に次のように加える。

六十五の四 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の定めるところにより、果樹農業者等の果樹園経営計画を認定し、及び果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者等から必要な報告を徴すること。

別表第三第一号六十八の二の次に次のように加える。

六十八の三 農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業協同組合の合併経営計画の適否を認定すること。

別表第三第一号七十三の四を七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。

七十三の四 養豚振興法の定めるところにより、標準簿の認定、ふ化業者の登録及び登録ふ化業者のふ化場の新設の確認に関する事務を行ない、並びに登録ふ化業者に対して必要な措置をとるべき旨を命じ、及び登録ふ化業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号七十三の二を次のように改める。

七十三の二 酪農振興法(昭和十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に関する事務を行ない、市町村に対して、酪農経営改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争についてあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号八十五の二中「森林火災国営保険法」を「森林国営保険法」に改める。
別表第三第一号八十七中「又は狩猟登録に関する事務を行ない、狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。

別表第三第一号八十九の三を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に関する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に関する助言をし、並びに漁業協同組合に対して合併についての協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十中「これに基く政令の定めるところにより」の下に、「加入区を指定し、及びその指定を変更し、指定漁船所有者の付保義務の発生の同意の公示等に関する事務を行ない」を加え、「及び漁船保険組合」を並びに漁船保険組合に改める。

別表第三第一号九十二中「制定等」を「制定等」に改める。
別表第三第一号九十三の三の次に次のように加える。

九十三の四 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量等のための工業用水道事業者の他人の土地への立入りを許可すること。

別表第三第一号九十四中「検定を実施し、及び」を「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」に、「計量器の取締上」を「適正な計量の確保上」に改める。
別表第三第一号九十五中「許可に関する事務を行ない」の下に、「製造業者等について、保安教育計画等の認可に関する事務を行ない、及び火薬類取扱保安責任者等の解任を命じ、消費者について保安教育計画を定めるべき者を指定し」を加える。
別表第三第一号九十七の五を九十七の七とし、九十七の七の次に次のように加える。

九十三の五 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置又は変更等の届出を受理し、及び汚水等の処理の方法に関する計画の変更等を命じ、工場排水等を指定水域に排出する者に対して汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の停止その他必要な措置を命じ、並びに特定施設を設置している者から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十四中「検定を実施し、及び」を「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」に、「計量器の取締上」を「適正な計量の確保上」に改める。
別表第三第一号九十五中「許可に関する事務を行ない」の下に、「製造業者等について、保安教育計画等の認可に関する事務を行ない、及び火薬類取扱保安責任者等の解任を命じ、消費者について保安教育計画を定めるべき者を指定し」を加える。
別表第三第一号九十七の五を九十七の七とし、九十七の七の次に次のように加える。

別表第三第一号九十七の四を九十七の六とし、九十七の三を九十七の五とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の八 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会及び都道府県商工会連合会の設立、定数の変更等の認可に関する事務を行ない、商工会及び都道府県商工会連合会に対して業務の停止等の処分をし、並びに商工会及び都道府県商工会連合会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

九十七の九 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工組合又は商工組合連合会の設立、定数の変更、合併、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等の認可に関する事務を行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべきことを命じ、及び商工組合等から必要な報告を求め、又は職員をして組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十七の四を九十七の六とし、九十七の三を九十七の五とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の三 水洗炭業に関する法律

昭和三十三年法律第百三十四号の定めるところにより、水洗炭業者の登録に関する事務を行ない、水洗炭業者に対して事業の改善又は停止を命じ、及び水洗炭業者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、水洗炭業の施業に係る損害の賠償について、紛争のあつせん、供託すべき保証金の額の決定、権利の実行の申立ての審査等の事務を行ない、並びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

九十七の四 電気工事士法

昭和三十三年法律第百三十九号の定めるところにより、電気工事士免状を交付し、電気工事士試験を行ない、及び電気工事士から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百一)を次のように改める。

(百一) 小売商業調整特別措置法(昭和二十四年法律第百五十五号)の定めるところにより、購買会事業を行なう者に対して、従業員以外の者の利用を禁止し、又は必要な措置を命じ、指定地域内における小売市場の許可に関する事務を行ない、指定地域内にある小売市場を店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いていると認めると

きに公正取引委員会に必要な措置をとるべきことを求め、中小小売商に係る紛争のあつせん、調停又は勧告に関する事務を行ない、及び購買会事業を行なう者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行ない、並びに小売市場の許可の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号(百八)の二を(百八)の三とし、(百八)の次に次のように加える。

(百八)の二 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の定めるところにより、市町村長に代わつて特定公共事業認定申請書又は裁決申請書を公告し、又は縦覧させ、及び生活再建等の措置の実施のあつせんの申出が相当であると認めるときは、生活再建計画を作成すること。

別表第三第一号(百九)中「並びに建設業者」を「及び建設業者に」、「講ずること」を「講じ、総合工事業者の登録に関する事務を行ない、並びに建設業者団体に関する届出を受け、建設業者団体から必要な報告を求め、及び建設業者団体に対して必要な指導等を行なうこと」に改める。別表第三第一号(百十)中「昭和二十四年法律第百八十八号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ふこと」を「行ない、並びに測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(百十三)の三を(百十三)の四とし、(百十三)の次に次のように加える。

百十三の二 地すべり等防止法

(昭和三十三年法律第三十号)の定めるところにより、地すべり防止工事基本計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を承認し、地すべり防止区域内における地下水の誘致行為及びほた山崩壊区域内における立木竹の伐採等の許可に関する事務を行ない、地すべり防止施設の管理者等に対して、改良、補修等を命じ、並びに地すべり防止施設の管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして地すべり防止施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに地すべりにより著しい危険が切迫しているとき居住者に立退きを指示する等地すべり防止工事又はほた山崩壊防止工事の施行その他地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域の管理に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十五)の二中「有料道路の新設又は改築」を「有料道路の新設若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号(百十五)の次に次のように加える。

百十五の三 首都高速道路公団法

の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

別表第三第一号(百十七)の次に次のように加える。

百十七の二 公共施設の整備に関する法律

連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可し、及び市町村に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な報告、助言若しくは援助をする等の事務を行ない、並びに土地の原状回復等の命令に対する異議の申立てを決定すること。

百二十の三 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築物等造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、市町村に対して技術的援助、助言等を行ない、又は必要な報告若しくは資料の提

別表第三第一号(百二十)の次に次のように加える。

百二十の四 防災建築物造成法

(昭和三十六年法律第百十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災建築物造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築物造成組合への加入を勧告し、及び防災建築物造成組合の地区内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあつせんを行ない、並びに防災建築物造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築物造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、市町村に対して技術的援助、助言等を行ない、又は必要な報告若しくは資料の提

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

出を求め、並びに土地の原状回復命令等に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号百二十四の二「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号「中」大学の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号中五の二から五の四までを削る。

別表第三第二号六の五の次に次のように加える。

六の六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定め、及び市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制を認可すること。

別表第三第二号中十三の四を十三の五とし、十三の二を十三の三とし、十三の次に次のように加える。

十三の二 学校保健法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断を行なうこと。

別表第三第四号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に改め、「営業停止」の下に「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を加える。

別表第三第四号(六)を次のように改める。

別表第三第四号(六)を次のように改める。

別表第三第二号(七)中「社会教育法の定めるところにより」の下に「社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員の研修を行ない」を加え、「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、「及び公民館」を「並びに法人の設置する公民館の事業又は行為の停止を命じ、及び市町村の設置する公民館」に、「行い、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと」とを「行なうこと」に改める。

別表第三第二号(十二)中「銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第百三十四号)」を「銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」に改める。

別表第三第二号(十三)中「生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助」を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に改める。

別表第三第二号(十四)中「銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第百三十四号)」を「銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」に改める。

別表第三第二号(十五)中「生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助」を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に改める。

別表第三第二号(十六)を次のように改める。

(六) 道路交通法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び運転免許に関する事務等を行なうこと。

別表第三第四号(七)中「銃砲刀剣類所持取締令」を「銃砲刀剣類所持取締法」に改める。

別表第三第四号(七)の次に次のように加える。
(八) 火薬類取締法の定めるところにより、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限し、並びに職員をして火薬類の製造所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(二十)の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号(二十)の二の次に次のように加える。

(二十)の三 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に入立検査させるこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに吹写技術者の選任等の届出を受理すること。(消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第一号中十九の三を十九の五とし、十九の二を十九の三とし、十九の三の次に次のように加える。

十九の四 小売商業調整特別措置法の定めるところにより、都道府県知事が行なう小売市場の許可に關し協議する等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

(十九)の二 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行なうこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

別表第四第一号(二十)の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号(二十)の二の次に次のように加える。

(二十)の三 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に入立検査させるこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに吹写技術者の選任等の届出を受理すること。(消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

(三)及び(四) 削除

別表第四第二号(七)中書き換えるの下に、「登録原票の記載を訂正し」を加える。

別表第四第二号中三十七の四を三十七の六とし、三十七の三を三十七の五とし、三十七の二を三十七の三とし、三十七の三の次に次のように加える。

別表第四第二号(三十七)の次に次のように加える。

別表第四第二号(二十二)の次に次のように加える。

(二十二)の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第四第二号(二十四)の三の次に次のように加える。

(二十四)の四 国民年金法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国民年金印紙の検認を行ない、被保険者、受給権者等から資格の取得及び喪失、任意脱退、任意加入、保険料の免除等に関する届出、承認の申請、申出、申請等を受理し、これらに係る事実を審査し、福祉年金の受給権の賦定の請求を受理し、その請求に係る事実を審査し、並びに国民年金手帳及び福祉年金に関する証書の交付に関する事務等を行なうこと。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

(三十七)の四 水洗炭業に関する法律の定めるところにより、水洗炭業者の登録の申請、届出及び報告を都道府県知事に送付すること。

別表第四第二号(三十七)の次に次のように加える。

(三十七)の二 計量法の定めるところにより、定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、都道府県知事に報告すること。(政令で定める特定市町村の市町村長を除く。)

別表第四第二号(四十三)中「事業の認定書」を「事業認定申請書」に、「取用委員会の裁決の申請書」を「裁決申請書」に改める。

別表第四第二号(四十三)の二を

(四十三)の三とし、(四十三)の次に次のように加える。

(四十三)の二 公共用地の取得に関する特別措置法の定めるところにより、特定公共事業認定申請書を公告し、又は縦覧させること。

別表第四第二号(四十九)の二を

(四十九)の三とし、(四十九)の三の次に次のように加える。

(四十九)の四 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除を許可すること。

(四十九)の五 防災建築街区造成法及びこれに基づく政令の定めるところにより、

ところにより、防災建築街区造成組合の創立総会の公告に係る掲示がなされている旨を公告し、設立申請書に意見を添付して主務大臣に送付し、防災建築街区造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築街区造成組合への加入を勧告し、及び防災建築街区造成組合の地区内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあつせんを行ない、並びに防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(四十九)の次に次のように加える。

(四十九)の二 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行ない、及び施行者が書類の送付に代えて行なう公告に係る掲示がなされている旨を公告すること。

別表第四第三号(五)中「生徒のための教科用図書」の給与に対する国の補助を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に、「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費、交通費又は修学旅行費」に改める。

別表第四第三号(五)の二を(五)の三とし、(五)の次に次のように加える。

(五)の二 学校保健法の定めるところにより、小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部に就学させるべき者の健康診断を行ない、及びその結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行なう等の措置を講ずること。

別表第五第一号の表福祉に関する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を、「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第五第二号の表福祉に関する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を、「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中統計主事の項の次に次のように加える。

別表第六第二号の表都道府県の部中

教諭	教育職員免許法第三十二条第一項の定めるところによる。
養護教諭	に改める。
学校保健技術師	

別表第六第二号の表市町村の部中指導主事の項の次に次のように加える。

別表第六第二号の表市町村の部中

教諭	教育職員免許法第三十二条第一項の定めるところによる。
養護教諭	に改める。
学校保健技術師	

別表第六第二号の表市町村の部中

社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
社会教育主事補	

別表第七第一号の表中

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務
-------	--

別表第六第一号の表市町村の部中

保健所の所長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。
保健所の長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九條第三項の定めるところによる。
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。

計量法に基づく政令で定める特定市町村

別表第六第一号の表市町村の部中

保健所の所長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。
保健所の長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九條第三項の定めるところによる。
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。

計量法に基づく政令で定める特定市町村

別表第六第二号の表市町村の部中

教諭	教育職員免許法第三十二条第一項の定めるところによる。
養護教諭	に改める。
学校保健技術師	

別表第六第二号の表市町村の部中

社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
社会教育主事補	

別表第七第一号の表中

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務
-------	--

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 地方自治法の一部を改正する法律案 会計法の一部を改正する法律案

三三〇

危険物取扱主任者等試験委員	消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む)の規定による危険物取扱主任者試験及び吹写技術者試験の実施に関する事務
温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

別表第七第一号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。

別表第七第一号の表国民健康保険審査会の項担任する事務の欄を次のように改める。

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

市町村長

国民健康保険 国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務

別表第七第二号の表中

国民健康保険 国民健康保険 国民健康保険法第八十九の規定による国民健康保険の運営に関する事項の審議に関する事務

別表第七第一号の表中中国国民健康保険診療報酬審査委員会の項を削る。

別表第七第一号の表中都道府県森林審議会の項の次に次のように加える。

電気工事士試験委員 電気工事士法第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務

別表第七第二号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三条第一項の規定による協議により管理すべき都道府県知事が定められていた市町村及び特別区の組合で都道府県にわたるものに係る処分については、改正後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「被選挙権を有しない」を削り、「同法第二百二十七条第一項中」の下に「第九十二条の二」とあり、又は「同条」とあるのは「地方自治法第八十条の五第六項」とを加える。
- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

(就職の制限による委員の失職)

第九十七条の二 委員が地方自治法第八十条の五第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、第八十五条第三項第一号の委員にあつては委員会、同項第二号の委員にあつては都道府県知事が決定する。この場合において、委員会の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

第九十九条の二(委員の弁明)の規定は第八十五条第三項第一号の委員に、前条第三項(決定書の交付)及び第四項(出訴)の規定は委員会及び都道府県知事の決定に準用する。

第三十二条中「第九十六条(委員の辞職の制限)の下に」、第九十七条の二(就職の制限による委員の失職)を加える。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事金子岩三君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 たいだいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、公有水面埋立地の激増に対応して、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続を整備、簡素化し、公有水面埋め立ての竣工前に問題の合理的な解決をはかりとするものであります。

第二は、普通地方公共団体の議会の議員、長、その他の職員が請負禁止の規定に該当するかどうかの認定の手続を整備しようとするものであります。

第三は、最近における広域行政の必要性にかんがみ、地方公共団体は、新たに広域にわたる総合的な計画を共同

して作成するための協議会を設けることができることにするものであります。

そのほか必要な規定の整備をはかっております。

本案は、参議院先議のため当委員会に予備付託され、十月三日安井自治大臣より提案理由の説明を聞き、十月十八日日本付託となり、自來、熱心に審査を続けて参りましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

十月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第九、会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

会計法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月二十一日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎 殿

会計法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る充實、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第四章第二十九条の次に次の十
一条を加える。
第二十九条の二 各省各庁の長は、

政令の定めるところにより、当該
各省各庁所属の職員に前条の契約
に関する事務を委任することがで
きる。
各省各庁の長は、必要があると
きは、政令の定めるところによ
り、他の各省各庁所属の職員に前
項の事務を委任することができ
る。

各省各庁の長は、必要があると
きは、政令の定めるところによ
り、当該各省各庁所属の職員又は
他の各省各庁所属の職員に、契約
担当官(各省各庁の長又は第一項
若しくは前項の規定により委任さ
れた職員をいう。以下同じ。)に事
故がある場合(契約担当官が第五
項において準用する第四条の第二
五項の規定により指定された官職
にある者である場合において、
その官職にある者が欠けたときを
含む。)におけるその事務を代理せ
しめることができる。

各省各庁の長は、必要があると
きは、政令の定めるところによ
り、当該各省各庁所属の職員又は
他の各省各庁所属の職員に、契約
担当官の事務の一部を分掌せしめ
ることができる。

第四条の二第五項の規定は、前
四項の場合に、これを準用する。
第三項の規定により契約担当官
の事務を代理する職員は、これを
代理契約担当官といひ、第四項の
規定により契約担当官の事務の一

部を分掌する職員は、これを分任
契約担当官といふ。

第二十九条の三 契約担当官、代理
契約担当官、分任契約担当官、支
出負担行為担当官、代理支出負担
行為担当官及び分任支出負担行為
担当官(以下「契約担当官等」と
総称する。)は、売買、貸借、請負
その他の契約を締結する場合にお
いては、第三項及び第四項に規定
する場合を除き、公告して申込み
をさせることにより競争に付さな
ければならない。

前項の競争に加わろうとする者
に必要な資格及び同項の公告の
方法その他同項の競争について必
要な事項は、政令でこれを定め
る。

契約の性質又は目的により競争
に加わらざるべき者が少数で第一項の
競争に付する必要がある場合及び
同項の競争に付することが不利と
認められる場合においては、政令
の定めるところにより、指名競争
に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許
さない場合、緊急の必要により競
争に付することができない場合及
び競争に付することが不利と認め
られる場合においては、政令の定
めるところにより、随意契約によ
るものとする。

契約に係る予定価格が少額であ
る場合その他政令で定める場合に
おいては、第一項及び第三項の規
定にかかわらず、政令の定めると
ころにより、指名競争に付し又は
随意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、

前条第一項、第三項又は第五項の
規定により競争に付せらるる場
合においては、その競争に加わら
うとする者をして、その者の見積
る契約金額の百分の五以上の保証
金を納めさせなければならない。
ただし、その必要がないと認めら
れる場合においては、政令の定め
るところにより、その全部又は一
部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令の
定めるところにより、国債又は確
実と認められる有価証券その他の
担保の提供をもつて代えることが
できる。

第二十九条の五 第二十九条の第三
項、第三項又は第五項の規定に
よる競争(以下「競争」という。)
は、特に必要がある場合において
せり売りに付するときは除き、入
札の方法をもつてこれを行なわな
ければならない。

前項の規定により入札を行なう
場合においては、入札者は、その
提出した入札書の引換え、変更又
は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、
競争に付する場合においては、政
令の定めるところにより、契約の
目的に応じ、予定価格の制限の範
囲内で最高又は最低の価格をもつ
て申込みをした者を契約の相手方
とするものとする。ただし、国の
支払の原因となる契約のうち政令
で定めるものについては、相手方と
なるべき者の申込みに係る価格に
よつては、その者により当該契約
の内容に適合した履行がされない

おそれがあると認められるとき、
又はその者と契約を締結すること
が公正な取引の秩序を乱すことと
なるおそれがあるときは、政令
であると認められるときは、政令
の定めるところにより、予定価格
の制限の範囲内の価格をもつて申
込みをした他の者のうち最低の価
格をもつて申込みをした者を当該
契約の相手方とすることができ
る。

国の所有に属する財産と国以外
の者の所有する財産との交換に関
する契約その他その性質又は目的
から前項の規定により難い契約に
ついては、同項の規定にかかわら
ず、政令の定めるところにより、
価格及びその他の条件が国にとつ
て最も有利なもの(同項ただし書
の場合にあつては、次に有利なもの)
をもつて申込みをした者を契約
の相手方とすることができる。

第二十九条の七 第二十九条の四の
規定により納付された保証金(そ
の納付に代えて提供された担保を
含む。)のうち、落札者(前条の規
定により契約の相手方とする者を
いう。以下次条において同じ。)の
納付に係るものは、その者が契約
を結ばないときは、国庫に帰属す
るものとする。

第二十九条の八 契約担当官等は、
競争により落札者を決定したと
き、又は随意契約の相手方を決定
したときは、政令の定めるところ
により、契約の目的、契約金額、
履行期限、契約保証金に関する事
項その他必要な事項を記載した契
約書を作成しなければならない。

ただし、政令で定める場合におい
ては、これを省略することができる。
前項の規定により契約書を作成
する場合には、契約担当官
等が契約の相手方とともに契約書
に記名押印しなければ、当該契約
は、確定しないものとする。

第二十九条の九 契約担当官等は、
国と契約を結ぶ者をして、契約金
額の百分の十以上の契約保証金を
納めさせなければならない。ただ
し、他の法令に基づき延納が認め
られる場合において、確実な担保
が提供されるとき、その者が物品
の充て代金を即納する場合その他
政令で定める場合においては、そ
の全部又は一部を納めさせないこ
とができる。

第二十九条の四第二項の規定
は、前項の契約保証金の納付につ
いて、これを準用する。

第二十九条の十 前条の規定により
納付された契約保証金(その納付
に代えて提供された担保を含む。)
は、これを納付した者がその契約
上の義務を履行しないときは、国
庫に帰属するものとする。ただ
し、損害の賠償又は違約金につい
て契約で別段の定めをしたとき
は、その定められたところによるもの
とする。

第二十九条の十一 契約担当官等
は、工事又は製造その他について
の請負契約を締結した場合におい
ては、政令の定めるところによ
り、自ら又は補助者に命じて、契
約の適正な履行を確保するため必
要な監督をしなければならない。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 会計法の一部を改正する法律案

契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む)をするため必要な検査をしなければならぬ。

前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されること認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、

翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合において、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。第四十八条第一項中「認証」の下に、「契約(支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「認証」の下に、「契約」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官

十 会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第二条第三項中「及び会計法」を「会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 たいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国が行なう売買、貸借、請負その他の契約についての制度を整備し、その運営の円滑化をはかるため、会計法について次のような改正を行なおうとするものであります。

すなわち、まず第一に、国が契約を行なう場合の契約方式については、現行法通り、一般競争を原則といたしておりますが、契約の性質や目的により、一般競争に付する必要がない場合ないし不利と認められる場合等には、指名競争に付することとし、緊急の必要がある場合等には随意契約によることといたしております。

第二に、競争契約の場合における落札の方式につきましては、従来通り、国の歳出原因となる契約にあっては、最低の価格の入札者を落札者とするにととしておりますが、右の原則に対し新たに次のような例外を認めることと

してあります。すなわち、入札価格が著しく低いために、契約の内容に適合した工事がなされないおそれがあると認められるとき、または公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるような場合には、次の順位の入札者を契約の相手方とすることができるといたしております。

第三に、契約の適正な履行を確保するため、監督及び検査についての規定を整備するとともに、必要があるときは、監督及び検査を民間にも委託することができるといたしております。

第四に、契約書の作成、入札保証金、契約保証金等、従来予算決算及び会計令に規定されていた事項につきましては、内容を若干整備して、その法律化をはかることといたしております。

第五に、電気、ガス及び水の受給のごとき、いわば官庁の生活費に当たるものにつきましては、翌年度以降にわたる長期継続契約を締結することができるといたしております。

本案は、さきに参議院において原案の通り可決の上本院に送付されたものであります。慎重審議の結果、昨二十四日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって参議院送付案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。

一、国の行なり売買、貸借、請負その他の契約等本法の運用に当たっては、各省各庁は、中小企業者の不利益にならないよう資格要件策定その他について十分に配慮すべきである。

二、指名競争入札及び随意契約が拡大される傾向にあるが、これに伴う談合や不当行為のないよう業者と担当官の関係を十分規制するよう配慮すべきである。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中野四郎君外十名提出)

医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案(中野四郎君外十名提出)

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(中野四郎君外十名提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第十、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十八日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 清瀬一郎殿

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

第一条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第十九条の二第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十九年十二月三十一日」に改める。

第二条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十九年十二月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。 附則 この法律は、公布の日から施行する。

右の議案を提出する。 昭和三十六年十月二十日

提出者

- 中野 四郎 小沢 辰男 大石 武一 齋藤 邦吉 永山 忠則 藤本 捨助 柳谷清三郎 小林 進 滝井 義高 八木 一男 井 繁雄 賛成者 安藤寛外二十八名

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の八」に、「第二十一条」を「第二十一条の五」に、「第五節 管理(第二十八条―第四十九条の七)」を「第五節の管理(第二十八条―第四十九条の七)」に移行(第四十九条の八、第四十九條の九)に、「第五十七條」を「第五十六條の二・第五十七條」に改める。

第八条第一項第五号中「食品等」を「組合員の営業に関する食品等」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 組合員の福利厚生に関する事業 十 組合員の共済に関する事業

第八条第二項を次のように改める。 昭和三十六年十月二十日

2 組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という)は、前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。

3 組合は、組合員の利用に支障がない限り、組合員以外の者に第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 第一項第九号又は第十号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、組合員の親族又は使用人は、これを組合員とみなす。

第二節中第十四条の次に次の七条を加える。(共済規程の設定、認可等)

第十四条の二 組合は、第八条第一項第十号に掲げる事業(以下「共済事業」という)を行なうときは、共済規程を定めて、厚生大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の共済規程には、共済事業の種類ごとに、その実施の方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を記載しなければならない。

3 共済規程の変更又は廃止は、第一項ただし書に規定する場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(火災共済金額の制限) 第十四条の三 火災により生ずる財産上の損害をうめるための共済事業を行なう組合は、厚生省令で定める共済金額をこえる共済契約を締結してはならない。

(共済事業の支払備金及び責任準備金) 第十四条の四 共済事業を行なう組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、支払備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(区分整理) 第十四条の五 共済事業を行なう組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分し、かつ、共済事業の種類ごとに経理しなければならない。

(共済事業の財産運用の制限) 第十四条の六 共済事業を行なう組合の財産で前条の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものは、厚生省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

(共済規程の設定等に関する決議) 第十四条の七 共済規程の設定は、總會又は創立總會の、共済規程の変更又は廃止は、總會の決議によらなければならない。

(省令への委任) 第十四条の八 前六条に定めるもののほか、共済事業に係る財務その

昭和三十六年十月二十五日 衆議院会議録第十四号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外三案

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外三案

三三四

他共済事業に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十六条の次に次の三条を加える。

(出資)

第十六条の二 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により出資をさせる組合(以下「出資組合」という)の組合員は、出資一口以上を有しなければならぬ。

3 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

4 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の総出資口数の四分の一をこえない範囲内において、定款で定めなければならない。

5 出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第十六条の三 出資組合の組合員は、出資組合の承認を受けなければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(非出資組合の組合員の責任)

第十六条の四 非出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担に限る。

第二十一条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員

第三節中第二十一条の次に次の四條を加える。

(脱退者の持分の払い戻し)
第二十一条の二 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該出資組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)
第二十一条の三 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)
第二十一条の四 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十一条の五 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定を準用する。

第二十五条の次に次の一條を加える。

(出資の第一回の払込み)
第二十五条の二 理事は、前条の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後に行ふことを妨げない。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「事項」の下に「(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)」を加え、同項中第十一号を第十五号とし、第七号から第十号までを順次四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

七 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に關する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法
第二十八条第二項中、その時期又は事由を、その時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を」に改める。

第五節中第四十九条の次に次の六條を加える。

(出資一口の金額の減少)
第四十九条の二 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内

に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第四十九条の三 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む

銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社)の資本減少の無効の規定を準用する。

(準備金)
第四十九条の四 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)
第四十九条の五 出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

第四十九条の六 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が払込みを終るまでは、その組合員に配當する剰余金をその払込みに充てることができる。

(出資組合の持分取得の禁止)
第四十九条の七 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 移行

(出資組合への移行)

第四十九条の八 非出資組合であつて、第八條第一項第六号、第七号又は第十号の事業を行なうとするものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第二十八條第三項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 総代会においては、第四十九條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができない。

4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、第二十五條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定により非出資組合が事業年度中途において出資組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(非出資組合への移行)

第四十九條の九 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、第二十一條の二から第二十一條の四まで、第四十九條の二、第四十九條の三並びに前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資組合は、当該非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

第五十四條第一項中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 会員たる組合の組合員の福利厚生に関する事業
八 会員たる組合の組合員の共済に関する事業
九 会員たる組合が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済に関する事業

第五十四條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

四 会員たる組合の組合員の営業に関する共同施設

第五十六條中「第七條」の下に「第八條第二項から第四項まで」を加え、「第十四條まで」を「第十四條の八まで」に、「第十七條を」第十六條の二に改め、「第二十條まで」の下に「第二十一條の五第一項」を加え、

「第五十條」を「第四十九條の二」に改め、「二」の場合において、「の」の下に「第八條第二項中「前項」とあるのは「第五十四條」と、「同項第六号、第七号又は第十号」とあるのは「同条第四号、第五号、第八号又は第九号」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とあるのは「第五十四條第三号、第四号及び第六号から第十号まで」と、同条第四項中「第一項第九号又は第十号」とあるのは「第五十四條第七号又は第八号」と、を、「第五十五條」の下に「第十四條の二第一項中「第八條第一項第十号に掲げる事業」とあるのは「第五十四條第八号又は第九号に掲げる事業」と、を加える。

第四十條中第五十七條の前に次の一条を加える。
(組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告)
第五十六條の二 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、当該事業者が当該適正化規程の適用を受けないもの(以下「組合員以外の者」という。)の事業活動により、当該営業の健全な経営が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保に支障を生ずると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、当該組合員以外の者に対し、当該適正化規程の内容を参酌して、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法を改め

るよう勧告することができる。この場合において、当該組合員以外の者がもつぱら特定の事業所又は事務所の従業員福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該組合員以外の者の事業活動がこの条に定める事態を生じたことについて関係がないものであるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法に関する勧告の全部又は一部を受けないものとする。第五十七條第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、厚生大臣は、当該事業者がもつぱら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該事業者の事業活動がこの条に定める事態を生じたことについて関係がないと認めるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限に関する命令の全部又は一部を受けないものとする。第五十七條第一項第一号中「当該適正化規程の適用を受ける」に改める。

第五十八條第三項中「認可の取消」の下に「第五十六條の二の規定による勧告」を加える。

第六十三條中「適正化基準」の下に「第五十六條の二の規定による勧告」を加える。
第六十四條第二項中「都道府県知事が」の下に「第五十六條の二の規定による勧告又は」を加え、「同項中」を「これらの規定中」に改める。
第七十條第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第十四條の二第一項又は第十四條の四から第十四條の六まで(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
第七十條第十一号の次に次の三号を加える。
十一の二 第四十九條の二又は第四十九條の三第二項(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
十一の三 第四十九條の四又は第四十九條の五(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
十一の四 第四十九條の七(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
又は会員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行の際現に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外三案

る法律(以下「法」といふ。)(第八
条第一項第六号若しくは第七号に
掲げる事業若しくは改正前の法第
八条第二項に規定する事業を行な
つている環境衛生同業組合又は改
正前の法第五十四条第一項第四号
に掲げる事業若しくは改正前の法
第五十四条第二項に規定する事業
を行なつている環境衛生同業組合
連合会は、改正後の法第八條第二
項及び第十四条の二から第十四条
の八まで(これらを第五十六條に
おいて準用する場合を含む。)の規
定にかかわらず、この法律の施行
の日から起算して六箇月間は、な
お当該事業を行なうことができ
る。

第三條第一項第十二号中「非出
資組合である商工組合及び同連合
会」の下に、「非出資組合である
環境衛生同業組合及び同連合会」
を加える。
(所得税法の一部改正に伴う経過
措置)

5 この法律の施行の際現に存する
非出資組合である環境衛生同業組
合及び環境衛生同業組合連合会
(以下「非出資組合等」といふ。)
が、所得税法第四十一条第一項の
規定により、この法律の施行の日
前に徴収されるべきであつた所得
税については、なお従前の例によ
る。
(法人税法の一部改正)

6 法人税法の一部を次のように改
正する。
第五條第一項第四号中「非出資
組合である商工組合及び同連合
会」の下に、「非出資組合である
環境衛生同業組合及び同連合会」
を加える。
第九條第七項中「環境衛生同業
組合、環境衛生同業組合連合会」
を「出資組合である環境衛生同業
組合及び環境衛生同業組合連合
会」に改める。
(法人税法の一部改正に伴う経過
措置)

7 前項の規定による改正後の法人
税法第五條第一項第四号の規定

は、この法律の施行の際現に存す
る非出資組合等については、この
法律の施行の日以後開始する事業
年度分の法人税から適用し、この
法律の施行の日前に終了した事業
年度分の法人税については、なお
従前の例による。この場合におい
て、この法律の施行の日が当該非
出資組合等の事業年度中途であ
るときは、当該非出資組合等の事
業年度は、この法律の施行の日の
前日に終了し、これに続く事業年
度は、この法律の施行の日から開
始するものとする。
(地方税法の一部改正)

8 地方税法の一部を次のように改
正する。
第七十二条の五第一項第四号中
「非出資組合である商工組合及び
商工組合連合会」の下に、「非出
資組合である環境衛生同業組合及
び環境衛生同業組合連合会」を加
える。
第七十二条の二十二第四項第五
号中「環境衛生同業組合、環境衛
生同業組合連合会」を「出資組合
である環境衛生同業組合及び環境
衛生同業組合連合会」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過
措置)

9 前項の規定による改正後の地方
税法第七十二条の五第一項第四号

の規定は、この法律の施行の際現
に存する非出資組合等について
は、この法律の施行の日以後に開
始する事業年度分の法人の事業税
から適用し、この法律の施行の日
前に終了した事業年度分の法人の
事業税については、なお従前の例
による。この場合において、この
法律の施行の日が当該非出資組合
等の事業年度中途であるとき
は、当該非出資組合等の事業年度
は、この法律の施行の日の前日に
終了し、これに続く事業年度は、
この法律の施行の日から開始する
ものとする。
(附則第二項に規定する組合等に
係る所得税法等の適用に関する特
例)

10 この法律の施行後附則第二項の
規定により法第八條第一項第六号
若しくは第七号に掲げる事業若し
くは改正前の法第八條第二項に規
定する事業又は改正前の法第五十
四條第一項第四号に掲げる事業若
しくは改正前の法第五十四條第二
項に規定する事業を行なう非出資
組合等に対するこの法律による改
正後の所得税法、法人税法又は地
方税法の適用については、当該非
出資組合等は、出資組合である環
境衛生同業組合若しくは出資組合
である環境衛生同業組合連合会に

移行するまでの間又は当該事業を
廃止するまでの間、出資組合であ
る環境衛生同業組合又は出資組合
である環境衛生同業組合連合会と
みなす。この場合において、当該
非出資組合等が出資組合に移行し
た場合には、改正後の法第四十九
條の八第六項の規定は、適用せ
ず、また当該事業を廃止した場合
には、改正後の法第四十九條の九
第一項の規定により非出資組合に
移行したものとみなして、同条第
三項の規定を適用する。

理由

環境衛生同業組合等に
制度を設けるとともに、組合員以外
の者に対する事業活動についての規
制措置として勸告制度を新設する等
の必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

医師及び歯科医師の免許及び試験
の特例に関する法律案
右の議案を提出する。
昭和三十六年十月二十日

提出者

- 中野 四郎 小沢 辰男
- 大石 武一 齋藤 邦吉
- 永山 忠則 藤本 捨助
- 柳谷清三郎 小林 進
- 滝井 義高 八木 一男
- 井堀 繁雄
- 賛成者 安藤 覺 外二十八名

医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律

医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十六條第三項若しくは第四項又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項若しくは第四項の規定に該当する者に対する医師免許又は歯科医師免許及び試験については、昭和二十七年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて医師法第三十六條第三項又は歯科医師法第三十三條第三項の規定によることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和二十年八月十五日以前に外地において医師免許又は歯科医師免許を受けた者等に対し、医師又は歯科医師となるための道を与える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和三十六年十月二十日

提出者
中野 四郎 小沢 辰男
大石 武一 齋藤 邦吉

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外三案

永山 忠則 藤本 捨助
柳谷清三郎 小林 進
滝井 義高 八木 一男
井堀 繁雄
賛成者
安藤 覺 外二十八名

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律
(医師国家試験予備試験の受験資格の特例)

第一条

次の各号の一に該当する者は、当分の間、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十二條の規定にかかわらず、医師国家試験予備試験を受けることができる。

- 一 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校(医師法第十一條第一号及び第四十三條の規定による大学及び専門学校を除く。)を卒業した者
- 二 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太

庁長官、南洋庁長官若しくは滿洲国駐劄特命全權大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

第二条

次の各号の一に該当する者は、当分の間、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十二條の規定にかかわらず、歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

- 一 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは滿洲国駐劄特命全權大使の歯科医師免許を受け、又は領事官の歯科医業免許を受けた日本国民
- 二 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行なつた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は滿洲国の行なつた歯科医師試験の第一部試験に合格した者

理由

昭和二十年八月十五日以前に外地において医師免許又は歯科医師免許を受けた者等に対し、当分の間、医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長中野四郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 たいま議題となりました四法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法によつて、あんま、はり、きゆう及び柔道整復以外の医業類似行為、たとえば民間で行なわれているいわゆる電気療法等は、何人もこれを業としてはならないことになっておりますが、同法の公布の際、三カ月以上引続き業としており、一定の事項を届け出た者等に対しまして、本年末までこれを業とすることができるとなっております。この経過措置

が本年末で終了しますので、これらの業者がその業務を行なうことができる期間、及びこれらの者が特例のあん摩師試験を受ける期限を、さらに昭和三十一年十二月三十一日まで三年間延長しようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長中野四郎君。

次に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法の適用対象である飲食店業、理容美容業、クリーニング業等十七業種の環境衛生関係営業は、いずれも国民の日常生活に密接な関係があり、業者の数もきわめて多く、その経済的基盤も脆弱なため、営業者相互間の過度の競争により、ややもすると保健衛生上の措置が阻害されるおそれがありましたので、昭和三十一年に各党共同提案で本法が制定されたことは御承知の通りであります。自來、業界の自主的組織を通じてこれら営業の経営の安定をはかつてきたのであります。ところが、事業活動の経験等にかんがみまして、今回次の諸点の改正を行なおうとするものであります。

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外三案 階切道改良促進法案

そのおもな内容は、まず第一に、環境衛生同業組合の事業に、組合員の福利厚生に關する事業を加え、環境衛生同業組合連合会の事業に、会員たる組合の組合員の福利厚生に關する事業と營業に關する共同施設を加えること、第二に、組合及び連合会の行なり共済事業の規定を整備すること、第三に、一定の限度内で組合及び連合会の行なり事業に員外者の道の利用を開くこと、第四に、出資制度を設けることにより、組合及び連合会を出資組合と非出資組合に分けて、共同施設、組合員に対する資金のあつせんまたは貸付及び共済事業を行ない、事業の活発な進展をはかること、第五に、適正化規程が実施された場合におきまして、組合員以外の者の事業活動によつて營業の健全な經營が阻害され、これを放置しておいては適正な衛生措置を確保することに支障を来たすようなときは、厚生大臣が中央環境衛生適正化審議会に諮問した上、当該組合員以外の者に対して、料金をしくは販売価格または營業方法を改めるように勧告できることとしたこと等でありませう。

次に、医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に關する法律案について申し上げます。終戦前に、満州国、朝鮮、台湾、樺太等の地において、その地の制度によつて医師または歯科医師の免許を受けていた者で、終戦により日本に引き揚

げた人々については、医師等の免許及び試験の特例に關する法律によつて免許取得の特例措置が講ぜられておりましたが、この措置はすでに昭和三十一年末をもって期限が切れたのであります。しかるに、現在なおこれに該当する者が相当の状況にかんがみまして、従来と同様の特例措置を昭和三十七年十二月三十一日まで認めて、医師または歯科医師となり得る道を残し、将来の希望を持たせようとするものであります。

次に、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案について申し上げます。終戦前、外地において医師免許または歯科医師免許を受けていた者、あるいは終戦前に満州方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられた医学校を卒業した者等については、昭和三十一年末までは、国家試験予備試験の受験資格が与えられていましたが、現在なおこれに該当する者が相当の状況にかんがみ、当分の間、従来と同様に受験資格を与えようとするものであります。

以上三法案は、本月二十四日当委員会に付託となり、本日の委員会では質疑を終了、採決の結果、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、四案は委員長報告の通り可決いたしました。

階切道改良促進法案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、階切道改良促進法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

階切道改良促進法案を議題といたします。

階切道改良促進法案

右 国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

階切道改良促進法

(目的)

第一条 この法律は、階切道の改良を促進することにより、交通事故

の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「階切道」とは、鉄道(新設軌道を含む。以下同じ。)と道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路とが交差している場合における階切道であつて、この法律の施行の際現に存するものをいう。

(指定)

第三条 運輸大臣及び建設大臣は、階切道における交通量、階切事故の発生状況その他の事情を考慮して、建設省令で定める基準に従い、昭和三十六年度以降の五箇年間に於いて立体交差化又は構造の改良(階切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む)により改良することが必要と認められる階切道について、その改良の方法を定めて、指定するものとする。

2 運輸大臣は、階切道における交通量、階切事故の発生状況その他の事情を考慮して、運輸省令で定める基準に従い、昭和三十六年度以降の五箇年間に於いて保安設備の整備により改良することが必要と認められる階切道について、その改良の方法を定めて、指定するものとする。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしたときは、その旨を、当該鉄道事業者(軌道経営者を含む。以下同じ。)及び道路管理者(前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。)又は当該鉄道事業者(前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。)又は当該鉄道事業者(前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、告示しなければならない。

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定があつたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期日までに、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により当該階切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成して、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを變更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、前条第二項の規定による指定があつたときは、運輸大臣の指定する期日までに、運輸省令で定めるところにより、当該階切道について保安設備整備計画を作成して、運輸大臣に提出しなければならない。これを變更する場合も、同様とする。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画が著しく不適當であると認めるときは、その變更を指示することができる。

(改良の実施)

第五條 鉄道事業者又は道路管理者は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

(費用の負担)

第六條 立体交差化計画又は構造改良計画の実施に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

第七條 国は、政令で定める地方鉄道事業者又は軌道事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、保安設備整備計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の政令で定める地方鉄道事業者又は軌道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内で、政令で定めるところにより、保安設備整備計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第八條 運輸大臣は、この法律の規定による踏切道の改良について、鉄道事業者が必要とする資金の確保の確保に關する措置

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 踏切道改良促進法案 朗読を省略した議長報告

保に關する措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

踏切道の現状にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、その改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長高橋清一郎君。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君 たいだいま議題となりました踏切道改良促進法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、最近における交通の発達は日甚しき、自動車著しい増加に伴う道路交通量の激増並びに列車運転回数の増加等によりまして、踏切事故が頻発するとともに、踏切道における道路交通の能率が著しく阻害されておる現状であります。本法案は、かかる事態に対処するため、踏切道の改良を早急に促進する措置を講じ、交

通事故の防止と交通能率の増進をはかりとするものであります。

次に、その内容を簡単に申し上げますと、第一に、主務大臣は、省令で定める基準に従い、昭和三十六年度以降の五カ年間に於いて、立体交差化、構造改良及び保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を定めて指定することとしたし、第二に、当該鉄道事業者及び道路管理者は、指定踏切道の改良に關する計画を作成して提出し、その計画に従って改良工事を実施する等の義務を負うこととしたし、第三に、その費用負担については、立体交差化または構造改良に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担し、保安設備の整備に要する費用は鉄道事業者が負担することを明確にいたし、第四に、保安設備の整備の促進に資するため、国または地方公共団体は、政令で定める地方鉄道事業者または軌道事業者に対して、その費用の一部を補助することができることとしたし、第五に、運輸大臣は、この法律の規定による踏切道の改良について、資金の融資あっせん等、資金の確保に關する措置を講ずるよう努めるものとしたしております。

その詳細は會議録によつて御承知願います。かくして、十月二十五日、質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して山口丈太郎委員より賛成の意見が表明され、採決の結果、全会一致をもって本法案は政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。午後四時十七分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 植木庚子郎君
- 外務大臣 小坂善太郎君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 厚生大臣 灘尾 弘吉君
- 運輸大臣 斎藤 昇君
- 國務大臣 福永 健司君
- 建設大臣 中村 梅吉君

- 自治大臣 安井 謙君
- 國務大臣 藤枝 泉介君
- 國務大臣 三木 武夫君

- 出席政府委員
- 人事院事務総局長 忠男君
- 厚生省医務局長 川上 六馬君
- 農林政務次官 中馬 辰猪君
- 通商産業政務次官 森 清君
- 自治政務次官 大上 司君

○朗読を省略した議長報告 (常任委員辞任)

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員
- 石田 博英君 内海 安吉君
- 柳田 秀一君 岸本 義廣君
- 横路 節雄君
- 地方行政委員
- 亀岡 高夫君 綱島 正興君
- 法務委員
- 片山 哲君 田中幾三郎君
- 大蔵委員
- 文政委員
- 社会労働委員
- 岸本 義廣君 井堀 繁雄君
- 内海 安吉君 受田 新吉君
- 農林水産委員
- 網島 正興君 福永 一臣君
- 北山 愛郎君 亀岡 高夫君
- 川俣 清吉君

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

通信委員

受田 新吉君 井堀 繁雄君
建設委員
兒玉 末男君 田中幾三郎君
北山 愛郎君 片山 哲君

予算委員 八田 貞義君
決算委員 山崎 始男君

(常任委員補欠選任)
一、昨二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
八田 貞義君 岸本 義廣君
横路 節雄君 内海 安吉君
柳田 秀一君

地方行政委員
網島 正興君 亀岡 高夫君

法務委員
田中幾三郎君 片山 哲君
大蔵委員 福永 一臣君
文教委員 山崎 始男君

社会労働委員
内海 安吉君 受田 新吉君
岸本 義廣君 井堀 繁雄君

農林水産委員
龜岡 高夫君 館林三喜男君
川俣 清音君 網島 正興君
北山 愛郎君

通信委員
井堀 繁雄君 受田 新吉君

建設委員
北山 愛郎君 片山 哲君
兒玉 末男君 田中幾三郎君
予算委員 石田 博英君
決算委員 山田 長司君

(特別委員辞任)

一、昨二十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員
辻原 弘市君 内海 清君

井手 以誠君
(特別委員補欠選任)
一、昨二十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員
井手 以誠君 玉置 一徳君
辻原 弘市君

(議案提出)
一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(塚原俊郎君外三十六名提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害により被害を受けた場合における社会保険の保険料の減免等に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出)
雪害対策に関する決議案(寺島隆太郎君外百十四名提出)
一、今二十五日議員から提出した議案は次の通りである。

核実験禁止に関する決議案(前尾繁三郎君外二十三名提出)
完全軍縮に関する決議案(山本幸一君外二名提出)

(委員会審査書略要求書受領)

一、昨二十四日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
雪害対策に関する決議案
寺島隆太郎君外百十四名

一、今二十五日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
核実験禁止に関する決議案
前尾繁三郎君外二十三名

(議案付託)

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二二七号)

商工委員会 付託
昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(五島虎雄君外十二名提出、衆法第二五号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に關し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二六号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法案(五島虎雄君外十二名提出、衆法第二七号)

(条約送付)

一、昨二十四日参議院に送付した条約は次の通りである。
関税及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めめるの件

関税及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツの連邦共和国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)

一、昨二十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
農業近代化助成資金の設置に關する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
宅地造成等規制法案

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に關する特別措置法案
昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に關する特別措置法案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは火災、同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に關する法律案
昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは火災、同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設による災害復旧事業等に關する特別措置法案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(五島虎雄君外十二名提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に関する災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及

び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(五島虎雄君外十二名提出)

下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出)

(質問書提出)

一、昨二十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
地下鉄予定線の工事計画に関する質問主意書(井堀繁雄君提出)

昭和三十六年十月二十五日 衆議院會議録第十四号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

三四二

定価 一部 十五円

(箱) 長實紙は二十円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三(三三三三) 三三三三